四万十市地域防災計画

（地震・津波災害対策編）

※この計画は、南海トラフ地震防災対策推進計画を含みます

平成１７年１２月策定
（平成 18 年７月一部改正）
（平成 20 年６月一部修正）
（平成 22 年７月一部修正）
（平成 27年３月一部修正）
（平成 28 年４月一部修正）
（平成 29 年４月一部修正）
（平成 30 年１月一部修正）
（令和２年３月一部修正）
（令和３年３月一部修正）
（令和４年４月一部修正）
（令和５年４月一部修正）
（令和６年４月一部修正）
（令和７年４月一部修正）
（令和８年４月一部修正）

四万十市防災会議

目　　次

第１章　　総　　則
第１節　計画の目的・・・

第25節　ライフラインの応急対策計画・・・

【注記】 地震及び津波災害対策編における用語について

住民・・・・・・・・・四万十市（以下「本市」「市」という。）の地域に住所を有する者をいいます。

住民等・・・・・・・上記に加え、他市町村から本市の地域に通学、通勤する者及び災害時に他市町村の地域に滞在する者等も含めます。

事業者・・・・・・・事業を行う者で、個人事業者と各種法人・団体をいいます。

要配慮者・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいいます。

要配慮者施設・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の災害時特に配慮が必要な方が利用する施設をいいます。水防法では、学校、医療機関も含まれます。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

防災関係機関・・・・国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。

県・・・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。

警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。

市・・・・・・・・・・市の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいいます。

消防機関・・・・・・消防署、消防団をいいます。

自衛隊・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。

ライフライン・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。

指定緊急避難場所・・災害対策基本法第 49 条の４に基づき、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民等の安全を確保するための一時的な避難場所として、市が指定する避難場所をいいます。

（１）拠点避難場所・・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民等の安全を確保するために開設する施設で、災害の状況によりその後「指定避難所」に機能を移行することができる施設

（２）緊急避難場所・・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、「拠点避難場所」以外の公園、広場、施設等で、緊急に安全を確保するために避難できる場所等

① 一時避難場所・・緊急避難場所のうち「津波緊急避難場所」又は「協定避難場所」以外の公園、広場、施設等で、安全を確保するために避難できる場所等

② 津波緊急避難場所・・緊急避難場所のうち、津波災害から避難するために各地区の津波避難計画に定められた避難場所

③ 協定避難場所・・ 緊急避難場所のうち、台風や集中豪雨等による大規模な洪水、内水氾濫等が発生した際に、住民等の一時的な避難場所として使用させてもらうことを目的に市と施設所有者との間で協定を交わしている避難場所

指定避難所・・・・・災害対策基本法第 49 条の７に基づき、災害が発生した後に、避難した住民等が自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民を滞在させるための場所として、市が指定する避難所をいいます。

福祉避難所・・・・・大規模な地震、風水害その他の災害が発生した際に、身体等の状況により「指定避難所」では他の避難者と同様な避難生活を送ることが困難な要配慮者を収容する施設で、あらかじめ市と施設所有者との間に協定を交わしている避難所をいいます。

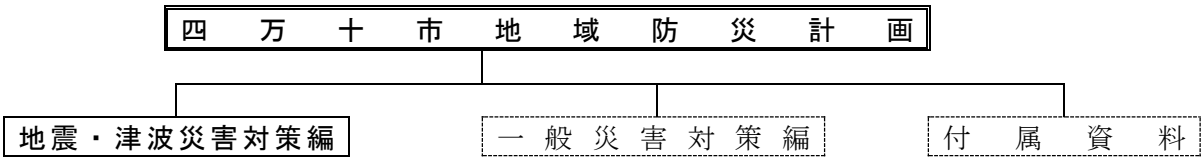
第１章
総　　則

第１節　　計画の目的

四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編）（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、市域にかかる地震・津波災害に関し、関係機関との緊密な連携のもと住民の生命、身体、財産及び地域の文化遺産を保護するとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第２節　　計画の構成及び内容

本計画は、四万十市防災会議が作成する「四万十市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」です。本計画には一般的な地震・津波対策に加え、南海トラフ地震対策について定めます。なお、本計画に記載がない事項については、「一般災害対策編」の定めによります。



地震・津波災害対策編は、以下の計画から構成されます。

(1) 総則
本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、本市が行う地震・津波災害対策に関する計画の方針について定めます。

(2) 災害予防対策計画
地震・津波災害が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定めます。

(3) 災害応急対策計画
災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置等について定めます。

(4) 災害復旧・復興計画
住民生活や経済の安定のための緊急措置、災害復旧・復興にあたっての各種援護措置、公共施設復旧・復興にあたっての基本方針について定めます。

(5) 公共事業施設防災計画
防災関係機関が所掌する電力、通信及び鉄道の各施設に関する防災計画について定めます。

(6) 南海トラフ地震防災対策推進計画
南海トラフ地震対策として取組まなくてはならない事項について定めます。

第３節　　被害を最小化するために重点を置くべき事項

１　本市を含め高知県全域が南海トラフを震源とする地震に、100 年から 150 年の周期で過去に幾度となく繰り返し襲われています。また、東北地方太平洋沖地震から得られた教訓と知見をもとに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震の発生が想定されています。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、地震による家屋の倒壊、地震の後に襲ってくる津波により、多くの人命や財産が失われると想定されています。

本市では、「命を守る」ことを基本とし、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づきます。最大クラスの地震・津波であっても、発生頻度の高い一定程度の地震・津波であっても対策に幅を持たせ、人命を守るための対策を最重視します。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって建築物の耐震対策、津波からの避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」を推進し、防災・減災に向けた施策の一層の充実を図ります。

２　過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、一日から数年の時間差で発生しています。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていきます。

３　地域における生活者の多様な視点に配慮した防災・減災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策の策定において女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に基づいて、被災者の避難生活や生活再建に対しきめ細かな支援を行います。

４　自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。また、住民や自主防災組織と連携して、災害発生時の円滑かつ安全な避難を行えるような体制を整備します。

５　減災のためには積極的な情報収集やいち早い住民への伝達が必要で、そのための体制やツールの整備を行います。また、沿岸部や中山間部では孤立地域が発生することが考えられ、被災地への迅速な応急対策支援や物資の円滑な供給等が図られる体制整備を進めます。

６　大規模な災害が発生した場合は、本市だけでの対応は難しいことが想定されるため、国・県及び他の市町村との広域連携、医療及びライフライン事業者を含む防災関係機関との連携が重要で、平時からの連携強化を進めます。このような連携は、災害応急対策ばかりでなく、円滑かつ迅速な復興にも役立つと考えます。

７　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染拡大防止対策など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。

第４節　　計画の効果的な推進

１　本計画は、高知県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、共通する事項については高知県（以下「本県」「県」という。）の計画を準用し、その範囲において本市の実情に合わせて作成するものです。本計画は、県計画以外に防災基本計画等と体系的かつ有機的に整合をもって作成しており、本計画に基づいて防災・減災対策を効果的・効率的に実施することに努めます。

２　防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ次の３点を実行することとします。

(1) 地震・津波災害対策編に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証

(2) 地震・津波災害対策編やマニュアルの定期的な点検結果、及び訓練等から得られた機関間の調整に必要な事項及び教訓等の反映

(3) 他の地方公共団体等とも連携を図り、広域的な視点に基づく防災・減災に関する計画の作成及び対策の推進

第５節　　地震・津波災害対策編の修正

本計画は、災害に関する経験や社会・経済情勢の変化等により毎年検討を行い、必要があると認めるときは、これを修正します。特に南海トラフ地震対策において必要な事項の修正については、迅速に行います。

第６節　　地震防災面からみた高知県の特性と災害の記録

１　地震調査研究推進本部地震調査委員会による本県の地震特性

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した「日本の地震活動―被害地震から見た地域別の特徴―＜追補版＞」で本県の地震特性は次のように記載されています。

高知県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴

県に被害を及ぼす地震は、主に南海トラフ沿いの巨大地震と陸域の浅い地震である。なお、高知県とその周辺で発生した主な被害地震は、図-１のとおりである。

高知県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合には、津波や地震動によって大きな被害を受けている。1707年の宝永地震（M8.7）や1854年の安政南海地震（M8.4）で非常に大きな被害が生じたほか、1946年の南海地震（M8.0）でも、死者・行方不明者 679名、負傷者1、836名、住家全壊4、800以上、家屋流出500以上などの大きな被害が生じた。また、紀伊半島以東の南海トラフで発生した東海地震でも被害を受けることがある。例えば、1854年の安政東海地震では高知市周辺は震度５弱相当だったと推定され、高知県の海岸では２ｍ前後の津波が記録されている。

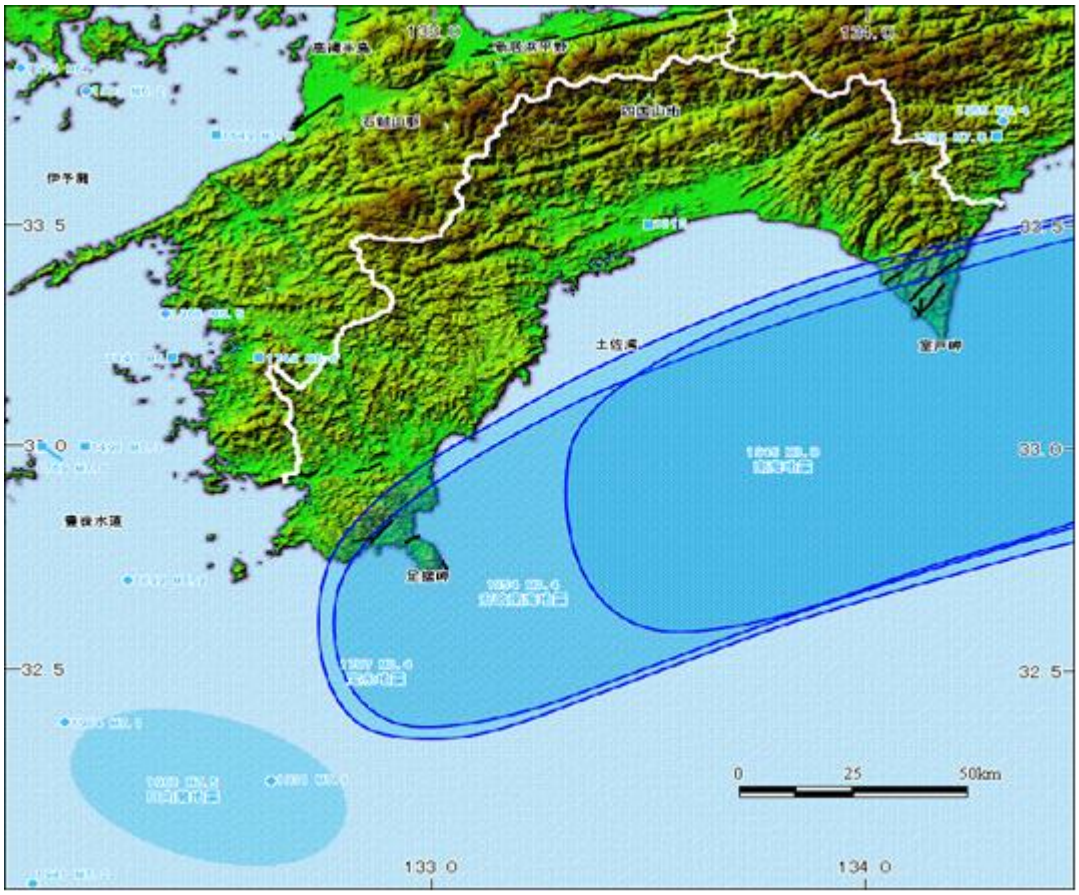
高知県では、日向灘の地震で被害を受けることがある。1968年日向灘地震（M7.5）では、宿毛市、土佐清水市などで地震動と津波による被害が生じた。また、宮崎県西部における深い地震（1909年、M7.6、深さは約150ｋｍと推定）でも、県内で負傷者や家屋破損という被害が生じた。さらに、1960年のチリ地震津波のように外国の地震によっても大きな被害を受けることがある。

高知県の地形を見ると、四国山地がそびえたち、県内のほとんどが山地である。高知平野などの平野が海岸に沿ってわずかに分布している。高知県南部、室戸岬周辺などでは、南海トラフ沿いの巨大地震に関係した階段状（海岸段丘）が存在する。室戸岬や足摺岬付近には、このような活動度の低い活断層がいくつか認められ（図-２）、これらは南海トラフで発生する巨大地震と関係が深いと推定されている。これ以外には活断層は知られていない。

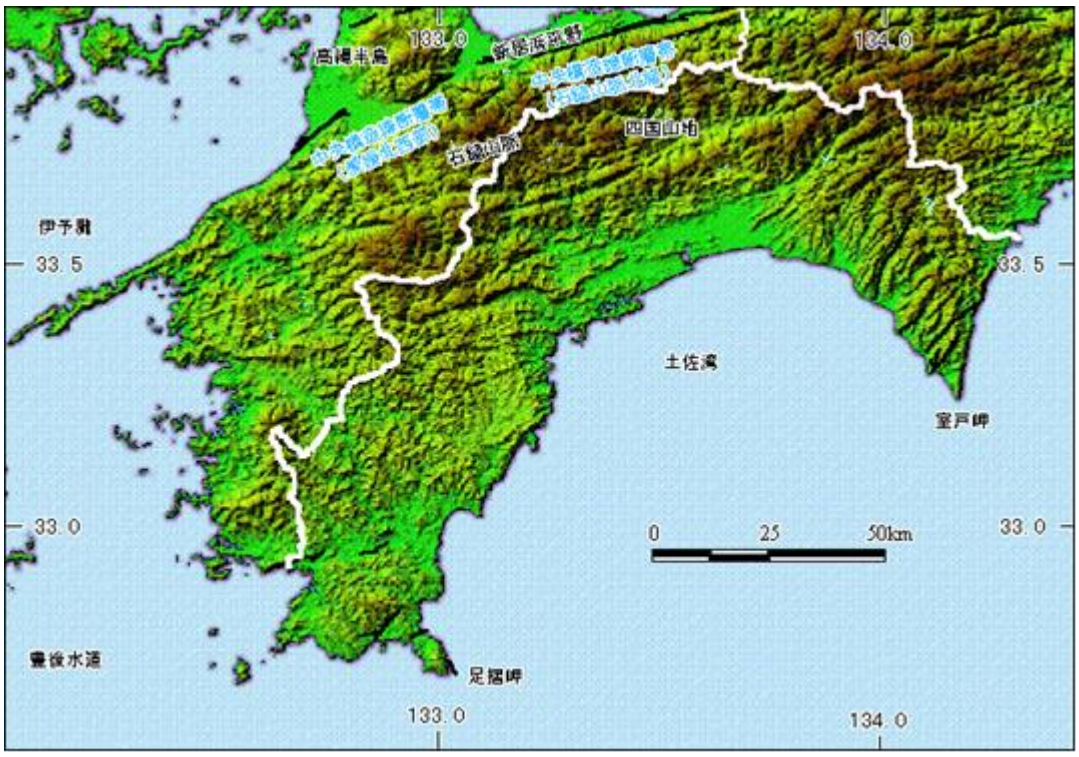
県内で発生した被害地震としては、1812年の土佐の地震（M不明）が知られている。県内で家屋などへの被害があった。

（出典）「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－＜追補版＞」（一部修正）
http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/eqchrfrm.htm

図−１　高知県とその周辺の主な被害地震（〜1997 年６月）



図−２　高知県の地形と活断層



高知県に被害を及ぼした主な地震

番号	年月日	地域（名称）	M	主な被害
1	684.11.29 （天武 13）	土佐その他・南海・東海・西海諸道	8 1/4	津波襲来。土佐の船多数沈没。土佐で田苑 50 余万頃(約 10ｋ㎡)沈下して海となる。南海トラフ沿いの巨大地震
2	887.8.26 （仁和３）	五畿七道	8.0～8.5	（京都で民家の倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。南海トラフ沿いの巨大地震）
3	1099.2.22 （康和１）	南海道・畿内	8～8.3	土佐で田約 1、000ha 海に沈む。津波があったらしい。（南海沖の巨大地震と考えられる。）
4	1361.8.3 （正平16）	畿内・土佐・阿波	8 1/4～ 8.5	（津波で摂津・阿波・土佐に被害。南海トラフ沿いの巨大地震）南国市で家屋・土地の津波被害あり
5	1498.7.10 （明応７）	（明応南海地震）		本市具同の道路で液状化の記録あり。
6	1498.9.20 （明応７）	東海道全般 （明応東海地震）	8.2～8.4	紀伊半島以東の南海トラフ沿いに起きた東海地震の一つ
7	1605.2.3 （慶長９）	（慶長地震）	7.9	土佐甲ノ浦･崎浜･室戸岬で死者 800 人以上 土佐佐賀、土佐清水三崎で死者 153 人、家屋流出の津波被害あり
8	1707.10.28 （宝永４）	（宝永地震）	8.4	津波により、死者 1、844 人、行方不明 926 人、家屋全壊 5、608 棟、家屋流出 11、167 棟。高知市の東部で最大２ｍ沈下 本市初崎で一草一木なしの被害
9	1854.12.23 1854.12.24 （安政１）	（安政東海地震） （安政南海地震）	8.4 8.4	（死者 2、000～3、000 人、住居の倒壊・焼失 30、000 棟と思われる。安政東海地震と安政南海地震の被害は区別できない。） 土佐領内では死者 372 人、負傷者 180 人、家屋倒壊 3、082 棟、同流失 3、202 棟、同焼失 2、481 棟
10	1946.12.21 （昭和21）	（南海地震）	8.0	死者・行方不明者 679 人、負傷者 1、836 人、住家全壊 4、834 棟、同流失 566 棟、同焼失 196 棟
11	1960.5.23 （昭和35）	（チリ地震津波）		負傷者１人、建物全壊７棟

（出展）「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－＜追補版＞」
http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/eqchrfrm.htm

３　四万十市での主な津波被害

（1）宝永地震（1707 年 10 月 28 日）

本市における被災状況についての詳細な記録がないため、具体的な被災数値については把握できないが、文献（「谷陵記」等）に記載されている津波被害は、次のとおりです。

海岸沿いの地域及び津波が遡上した四万十川（先端は、岩崎付近まで）、後川（先端は、大用寺付近まで）の流域では、多数の流死者、家屋流失がありました。

地区別の被害としては、

○下田地区

水戸、串江、下田下では、津波が直接襲来し、ほとんどの家屋が流失し、多数の死者があり、下田上、松ノ山、鍋島、竹島、井沢の各地区については、家屋被害等はないものの田畑等が浸水しています。

○八束地区

初崎、山路、津蔵渕で家屋の流失等大きな被害があり、この他の間崎、実崎、深木、坂本の各地区についても遡上した津波が流入し、田畑等が浸水しています。

初崎では、「谷陵記」に津波のために「一草一木残らず」というありさまとなったと記されています。

○その他の地域

古津賀、佐岡、不破、角崎、右山の各地区の一部についても遡上した津波が達しており、区域の一部が冠水しています。

本市の不破八幡宮の前の松並木にまで波が来ており、8.3ｍの標高まで浸水しました。(都司ら、2013 による)

(2) 安政南海地震（1854 年 12 月 23 日）

安政南海地震の様子は、柏島（大月町）の代官役であった一円嘉平次（いちえんかへいじ）の書簡『三災録』に引用されており、「下田大傷、青砂島は大分流れ中様子」と記録されています。青砂島は現在の下田の外海の砂浜のことをいいます。

上ノ加江（中土佐町）に住んでいた利岡清左衛門の記録には「下田浦流失無く崩家に打たれ死人夥しくあり」と書かれ、「津波で流された家はないが、地震の揺れで崩壊した家が多く死者が出た」と述べられています。

また、土佐谷景井の『嘉永七寅大変記』には、「下田浦半潰家数知れず。堂宇残らず潰」となっています。やはり地震の揺れによる家屋の被害が多く、ここにあった寺や神社の建物が残らず崩壊した」と述べられています。

(3) 昭和南海地震（1946 年 12 月 21 日）

大方町（現黒潮町）では大きな津波に襲われましたが、本市では極めて軽少でした。

第７節　　被害の想定

○　南海トラフ地震の特徴

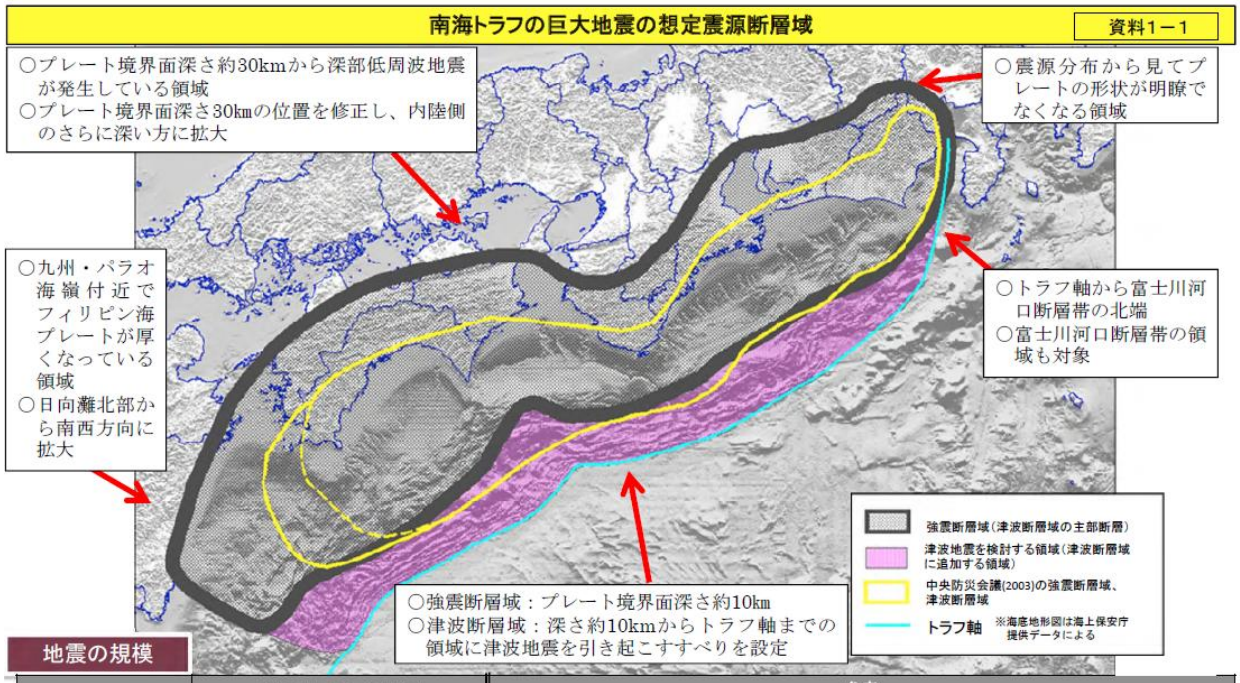
南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震である「南海トラフ地震」は、100 年から 150 年の周期で繰り返し発生しています。これらの地震は、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もあります。

また、南海トラフ地震は、①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（レベル２、Ｌ２）、及び②発生頻度の高い一定程度の地震・津波（レベル１、Ｌ１）があります。Ｌ２の地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年８月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものです。したがって、それぞれの地震・津波に応じた柔軟な対応が必要となります。

政府の地震調査研究推進本部は次の南海トラフ地震が発生する確率を、令和２年１月１日を起点とし、次のように公表しています。

10 年以内に発生する確率「30%程度」、30 年以内「70～80%程度」、50 年以内「90%程度もしくはそれ以上」。

https://www.static.jishin.go.jp/resource/evaluation/long_term_evaluation/updates/prob2020.pdf



地震の規模

	南海トラフの巨大地震		参考			
	（津波断層モデル）	（強震断層モデル）	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km²	約11万km²	約10万km²（約500km×約200km）	約18万km²（約1200km×約150km）	約6万km²（約400km×約140km）	約6.1万km²
モーメントマグニチュード　Mw	9.1	9.0	9.0（気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005）[9.0（理科年表）]	8.7（Pulido et al., in press）[8.8（理科年表）]	8.7

出典：南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び 被害想定（第一次報告）について（内閣府、平成 25 年３月 18 日）

１　地震の周期性

東海沖、南海沖では、1361年以降、100～150年に１回の割合で確実に巨大地震に襲われています。この意味で太平洋沿岸部に発生する巨大地震は、ある再来時間を持って同じ場所に繰り返し発生することを念頭においておかなければなりません。

巨大地震発生の時系列

関　東　沖	東　海　沖	南　海　沖	周　期
		684年11月29日	
818年		887年 8月26日	203年
	1096年12月17日 約2年→	1099年 2月22日	212年
		1361年 8月 3日	262年
	1498年9月20日	（1498年7月10日）	
1605年２月３日　→	同　日　→	1605年 2月 3日	137年 107年
1703年12月31日 約4年→	1707年10月28日 同日→	1707年10月28日	102年
	1854年12月23日 32時間→	1854年12月24日	147年
1923年９月１日 約21年→	1944年12月 7日 約2年→	1946年12月21日	92年

２　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（Ｌ２）の想定結果の概要

地震・津波防災対策の基礎資料とすることを目的に、県は「高知県版第２弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成24年12月10日））」を公表し、南海トラフ地震による地震動及び津波状況を想定しました。また、「南海トラフ巨大地震にとる被害想定（平成25年５月15日）」を公表し、南海トラフ巨大地震による被害の推定を行いました。

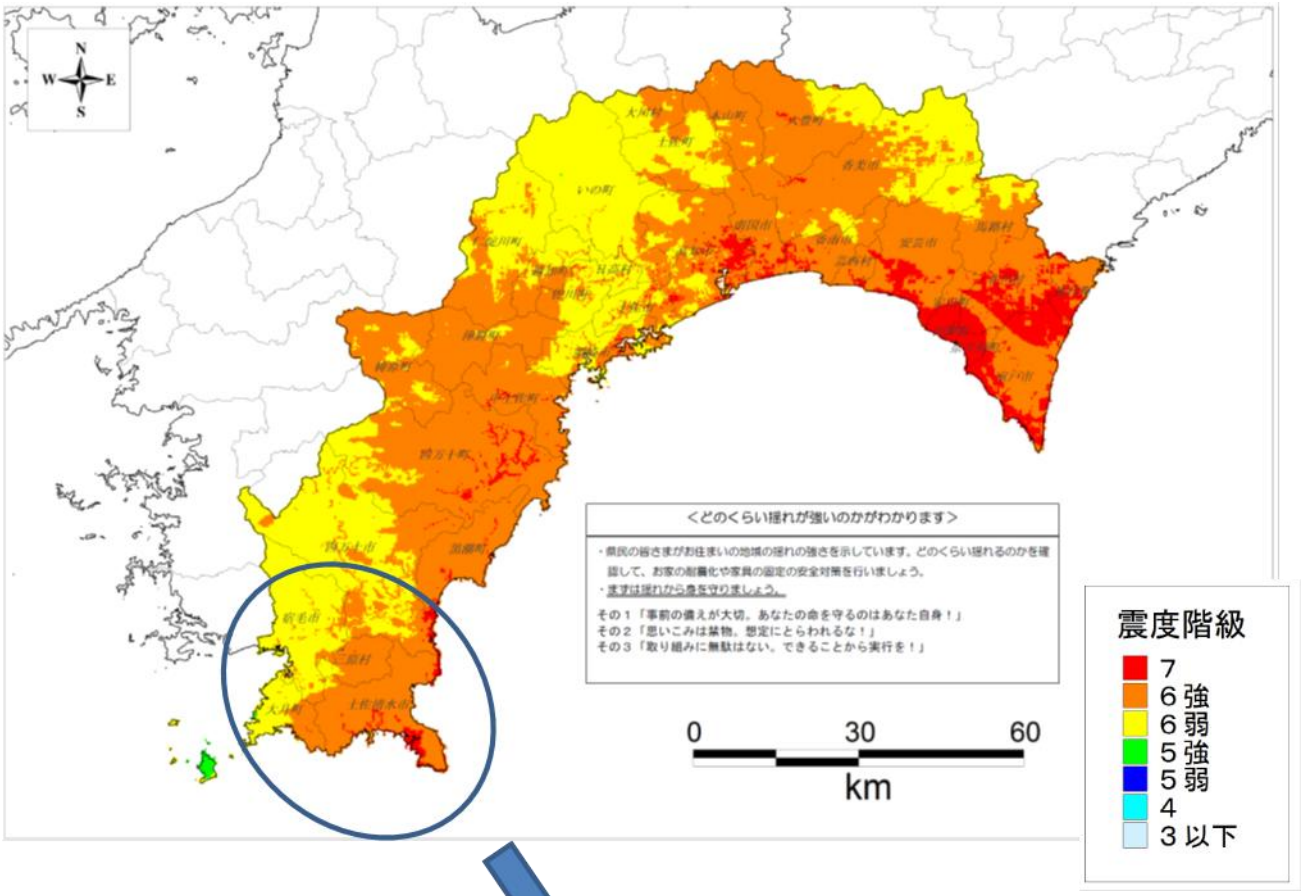
(1) 地震の想定

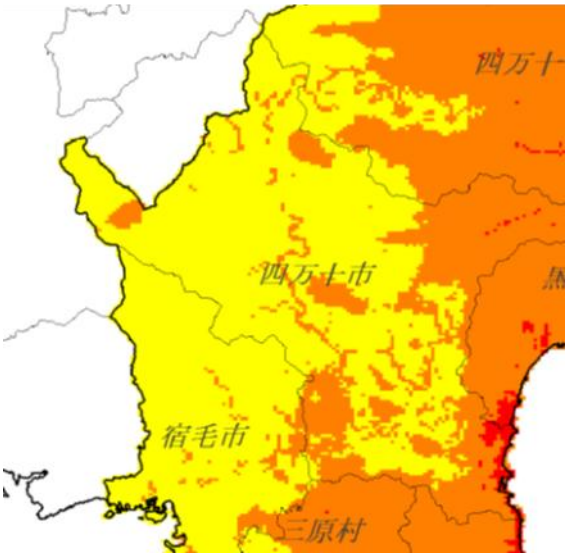
地震の揺れを計算するためには、強い地震波を発生させる領域（強震動生成域）を決める必要があります。これをアスペリティーモデルといいます。

県は強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成 24 年８月 29 日：内閣府）（以下、「内閣府モデル（平成 24 年８月）」という。）で示された４つのケースを採用し、250ｍメッシュ単位で震度を推計（以下「高知県モデル」という。）しました。

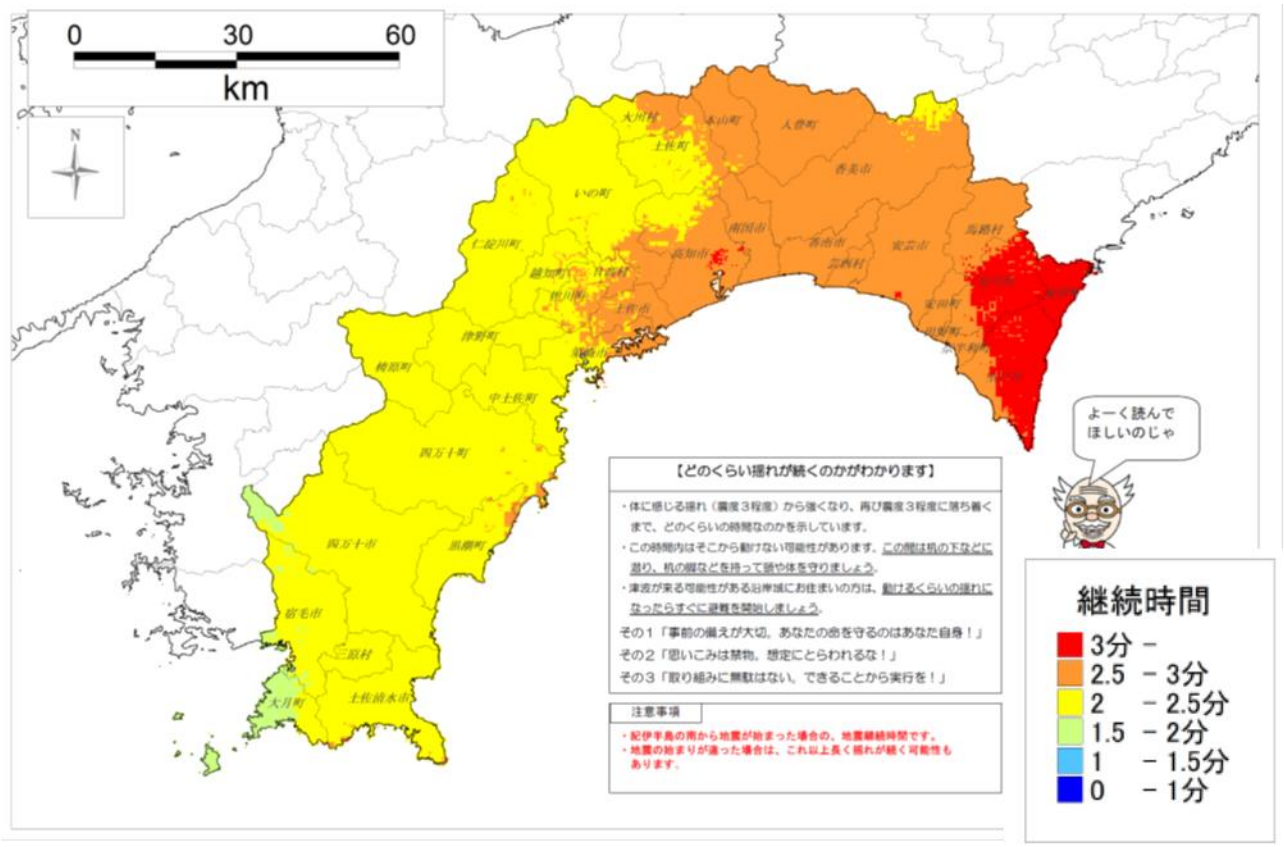
高知県モデルによって求められた本市の震度分布は、次のとおりです。

これによれば、市内の最大震度は地区によって６弱～７ですが、市街地では６弱～６強となっています。また、地震の継続時間は２～2.5 分であり、非常に激しい揺れが長く続く想定となっています。


N
W
E
S
<どのくらい揺れが強いのかがわかります>
・県民の皆さまがお住まいの地域の揺れの強さを示しています。どのくらい揺れるのかを確認して、お家の耐震化や家具の固定の安全対策を行いましょう。
・まずは揺れから身を守りましょう。
その１「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
その２「思いこみは禁物。想定にとらわれるな！」
その３「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」
0
30
60
km
震度階級
7
6強
6弱
5強
5弱
4
3以下


四万十市
宿毛市
三原村

震度分布図



地震継続時間分布図

(2) 津波の想定

県での推計の考え方は、南海トラフ地震による津波の推計のためのモデルとして、内閣府モデル（平成 24 年８月）によることとし、断層面の中で大きく滑る領域である「大すべり面」、「超大すべり域」を設定し、10ｍメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて、陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。

本市での最大津波高及び津波到達時間は、内閣府が公表しており、それによれば、本市海岸部へ到達する津波は、最大津波高が 22ｍと非常に大きく、短い時間で到達します。

また、県は、各市町村の津波避難計画や津波ハザードマップ作成のための基礎資料とすることを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮した浸水予測図（高知県版第２弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測：平成 24 年 12 月 10 日）を作成しました。それによると、下田地区で 30 ㎝の浸水深となるのは、地震の揺れが始まってから 17 分後です。

ア　解析条件

津波浸水予測計算に必要となる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりです。

（ア）　津波断層モデル：内閣府モデル（平成 24 年８月）における 11 ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生するケース３、４、５、９、10、11 の６ケースを設定

（イ）　初期潮位：本県沿岸における「朔望平均満潮位（平成 14 年～23 年の平均値)」に設定

※朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から５日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値

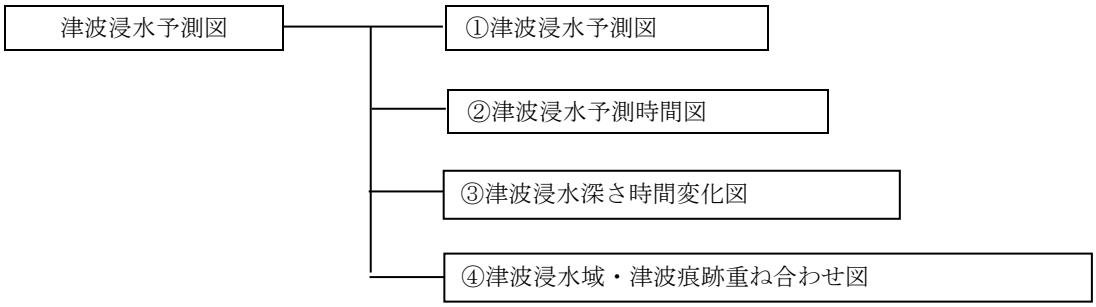
（ウ）　河川の水位：平水流量による水位または沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位で設定
※平水流量：１年を通じて 185 日はこれを下回らない流量

（エ）　地盤高の取り扱い：
・海域は地盤の隆起・沈降（沈下）を考慮
・陸域は、より厳しい条件下で津波避難を検討する必要があることから、隆起は考慮せず、沈降のみを考慮

（オ）　各種構造物の取り扱い：
・土で築造された堤防は、堤防高を地震前の 25%の高さで設定。また、津波が越流し始めた時点で「なし」と設定
・コンクリート製の堤防は「なし」と設定
・防波堤は「なし」と設定
・水門等は、施設が耐震化され、ゲートが自動降下対策済み、又は常時閉鎖の施設は水門が閉まっているものとします。これ以外は開条件としています。

イ　津波浸水予測図の種類

「津波浸水予測図」と「津波浸水予測時間図」「津波浸水深さ時間変化図」「津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図」の４種類の図で構成しています。



浸水した場合に想定される水深（浸水深）は、８段階（下表の７段階＋浸水深 20m）で表示しています。

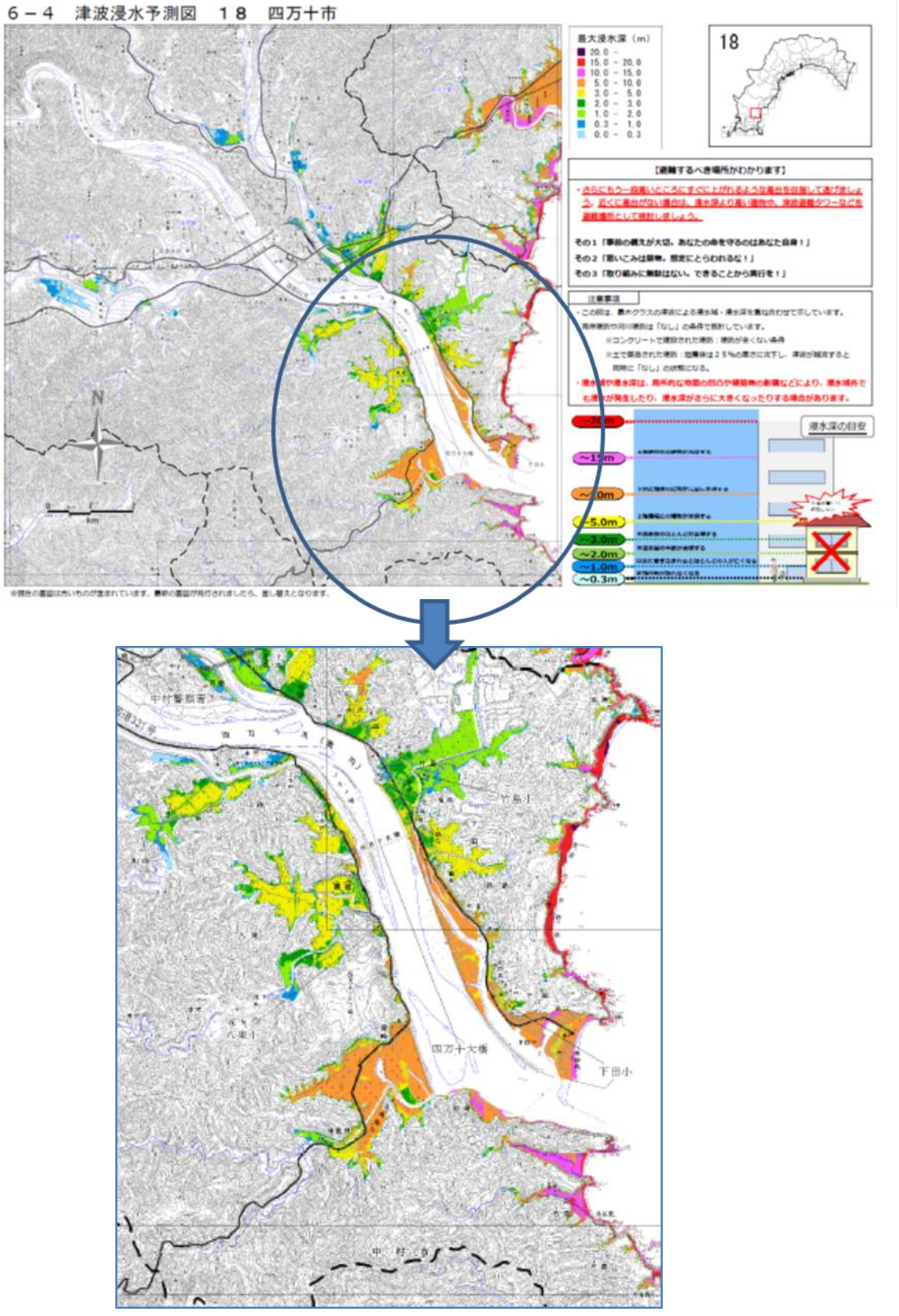
浸水深	区分としての根拠
15m	４階建て程度の建物（あるいは４階部分まで）が水没することとなる。
10m	「３階建て程度の建物（あるいは３階部分まで）が完全に水没する。」※
５m	「５m以上になると、２階建ての建物（あるいは２階部分まで）が水没する。」※
３m	「３m以上になると、木造家屋のほとんどが全壊する。」※
２m	「２m以上になると、木造家屋の半数が全壊する。」※
１m	「１m以上になると、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる。」※ 大人の腰がつかる程度である。
0.3m	「0.3m以上になると、避難行動がとれなく（動くことができなく）なる。」※ 子どものひざがつかる程度である。

※内閣府（防災担当）、南海トラフ巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料（津波の推計結果の活用にあたっての留意点等、2012．８．29）
越村俊一、行谷佑一、柳沢英明、2009 年、津波被害関数の構築、土木学会論文 B、65(4)、320-331

（ア）　津波浸水予測図

・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計

※最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示しています。

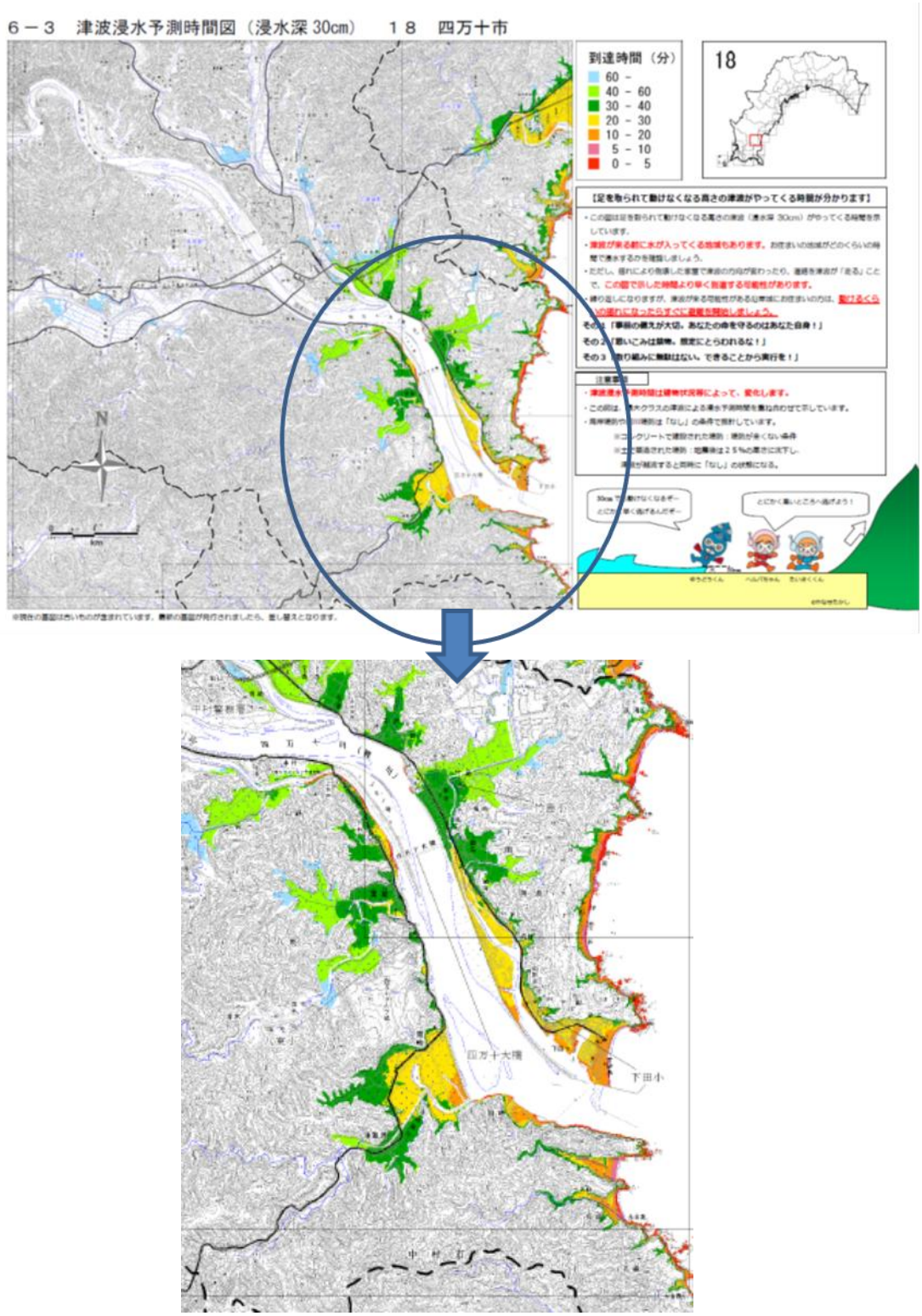


津波浸水予測図

（イ）　津波浸水予測時間図

・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計

※最大クラスの津波による浸水予測時間を示しています。

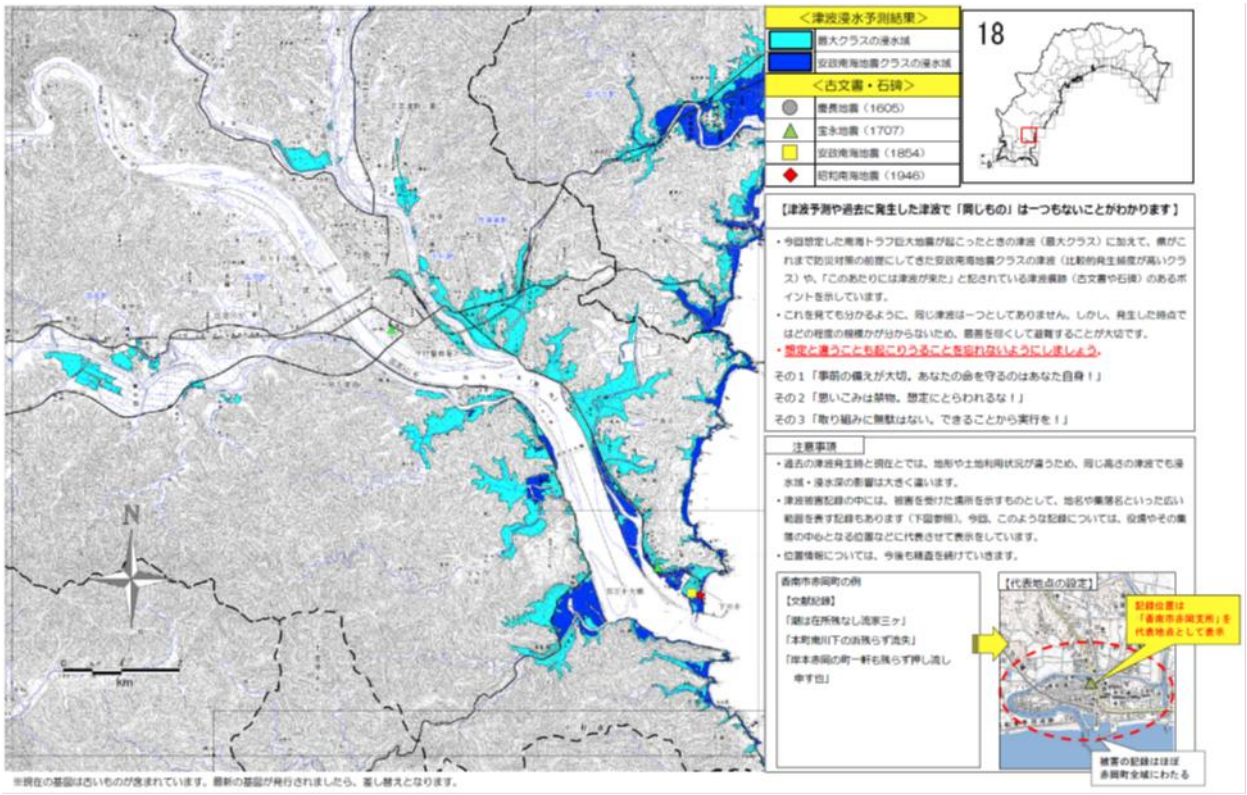


津波浸水予測時間図（浸水深 30cm）

※地震発生後、足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を表しています。

（ウ）　津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図

津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図は、最大クラスの津波による浸水域に、発生頻度の高い一定程度の津波による浸水域を重ね合わせて表示するとともに、ボーリング調査や古文書等で津波痕跡を確認したポイントを示しています。



（エ）　建物被害の想定

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急斜面地崩壊危険度ランク等を考慮し求めています。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）による被害率から求めています。

建物被害（最大被害ケース）　　単位：棟

区分	被害の要因					合計	最大被害ケース		
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		地震動	津波	季節・時間
全壊・焼失	140	2、200	40	1、100	320	3、800	基本	ケース⑤	冬 18 時
半壊	530	4、500	80	580	－	5、700	基本	ケース⑤	－

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※中山間部では、揺れによる急斜面崩壊等により河川を塞ぎ、新湖出現による被害や土砂ダムの崩壊による下流への洪水が発生する可能性もあるため、注意が必要です。

（オ）　人的被害の想定

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

人的被害（最大被害ケース）　　単位：人

区分	被害の要因							最大被害ケース		
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急斜面	火災	ブロック塀等	合計	地震動	津波	季節・時間
死者	140	10	750	10	＊	＊	900	基本	ケース⑤	冬深夜
負傷者	1、300	130	150	10	＊	＊	1、400	基本	ケース⑩	冬深夜

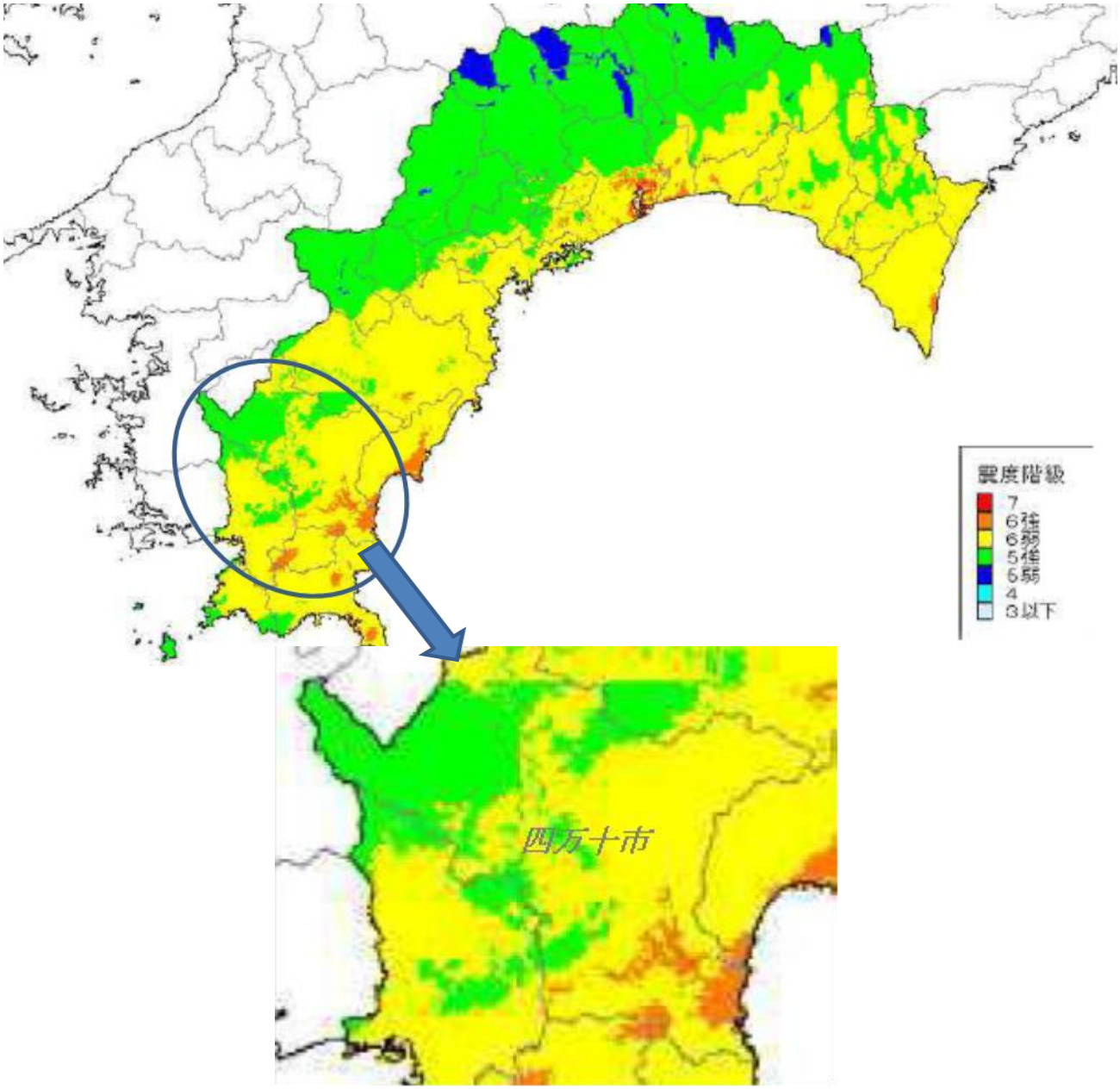
注）＊は若干数を表しています。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

３　発生頻度の高い一定程度の地震・津波（Ｌ１）の想定結果の概要

(1) 震度分布

地震動については、平成 16 年３月の「第２次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4 相当）のモデルに最新の地盤情報を 反映し、250ｍメッシュ単位で震度を推計しています。

その結果求められた震度階級の分布は、次のとおりで、市内の最大震度は６強です。



震度分布図

(2) 津波

津波については、平成 16 年 3 月の「第 2 次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震クラスの津波のモデルに最新の地形データ等を反映し、10ｍメッシュ単位で陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。これによって、本市海岸部へ到達する津波は、最大津波高が 5.51ｍ程度と大きく、50cm の津波で 8.3 分、最大津波で 25 分で到達します。

(3) 建物被害【第２次高知県地震対策基礎調査】

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めました。

建物被害（最大被害ケース）　　単位：棟

区分	被害の要因					合計	最大被害ケース
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		季節・時間
全壊・焼失	140	1、600	30	20	340	2、100	冬 18 時
半壊	540	4、100	70	150	－	4、900	－

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) 人的被害【第２次高知県地震対策基礎調査】

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

人的被害（最大被害ケース）　　単位：人

区分	被害の要因						合計	最大被害ケース
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急斜面	火災	ブロック塀等		季節・時間
死者	100	10	10	＊	＊	0	120	冬 18 時
負傷者	1,100	120	20	0	＊	0	1,100	冬深夜

注）＊は若干数を表しています。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

４　日向灘を震源とする地震

地震調査研究推進本部が平成17年９月に公表した「日向灘の地震を想定した強震動評価」で、四万十市は震度５強の揺れに見舞われると予測されました。

また、日向灘を震源とする地震により発生する津波で被害が発生する可能性もあるので、日向灘を震源とする地震への取組については、南海トラフ地震に準じ実施することとします。

江戸時代の記録では四万十市で3mくらいの津波が来たため、南海トラフ地震ほどの被害ではないと思われますが、油断は禁物です。

・想定される地震の最大規模 M7.6 前後、震度５強
・今後 30 年以内の発生確率 10%程度（評価時点：平成 22 年１月１日）
・規則性はない

５　海外等の遠隔地で発生した地震による被害（遠地地震・遠地津波）

昭和35年チリ地震の津波はデータが少ないのですが、地震の約１日後、津波が日本の各地に押し寄せました。平成22年チリ中部沿岸の地震の津波も、前回同様日本各地に押し寄せ、須崎港で約1.3mの津波を観測しました。

また、平成23年東日本大震災での津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、須崎港で最大約2.8mの津波を観測しています。

第８節　　防災関係機関の責務

市及び市の区域を管轄し又は区域内に所在する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し次のとおり責務を負います。

１　市

市は、一次的に災害に対処する責務を負う防災の基礎的な地方公共団体として、市域並びに住民の生命・身体及び財産を地震・津波災害から守るため関係機関等の協力を得て、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の活動を実施します。

また、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、地域防災計画に、地区防災計画を定めます。

このように市の活動を有効に行うため、事業継続計画（ＢＣＰ）※の策定を行います。

※事業継続計画（ＢＣＰ）：潜在的損失によるインパクトの認識を行い実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする継続計画のこと。事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報を文書化した事業継続の成果物のこと。

２　県

県は、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の協力を得て、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等を実施するとともに、市が処理する防災に関する事務又は業務の実施を援助し、かつ、総合調整を行います。

被災により市が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、県が応急措置の全部又は一部を市に代わって行います。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市域、県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興等の防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性を照らし合わせ自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう業務に協力します。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には応急措置を実施します。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力します。

第９節　　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
四万十市	１　四万十市役所 【平時に果たす役割・災害予防活動】 (1) 四万十市地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及・教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害発生時の避難支援の円滑な実施及び関係者・関係団体の協力確保 (8) その他災害予防のための処置 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (9) 要配慮者の生命及び身体の安全確保 (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (11) 避難指示の発令及び避難場所の開設運営 (12) 消防、水防その他応急措置 (13) 被災者の救助及び救護活動 (14) 施設、設備の点検及び応急対策 (15) 緊急輸送の確保 (16) 食料、医薬品、その他物資の確保 (17) 災害時の保健衛生及び応急教育 (18) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 【災害復旧・復興】 (19) 災害復旧・復興の実施 ２　四万十市消防団、幡多中央消防組合(四万十消防署、西土佐分署) (1) 応急災害対策業務、防災思想の普及 (2) 消防活動、水防活動、その他の応急措置 (3) 避難支援及び被災者に対する救助及び救護活動 (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
高知県	１　総合防災対策推進幡多地域本部、幡多福祉保健所、幡多土木事務所ほか 【平時に果たす役割・災害予防活動】 (1) 高知県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の支援 (3) 防災知識の普及・教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設、設備の整備及び点検 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市が実施すべき避難の指示及び指定緊急避難場所の開設の指示の代行 (9) 水防その他応急措置、市が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、保健衛生及び教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他地震災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

	【災害復旧・復興】 (16) 災害復旧・復興の実施 ２　中村警察署 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (1) 大規模災害時における治安並びに警察行政の調整 (2) 避難誘導、被災者の救出その他人命保護 (3) 交通規制、緊急通行車両の確保及び緊急交通路の確保 (4) 行方不明者の調査及び死体の検視 (5) 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置
指定地方行政機関	１　四国森林管理局四万十森林管理署 (1) 国有林野の治山、治水事務の実施並びに民有林直轄治山事務の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の需用に関すること。 ２　四国地方整備局中村河川国道事務所（四万十川出張所、中村国道出張所)、渡川ダム統合管理事務所 (1) 直轄国道の維持管理、改築及び災害復旧工事 (2) 直轄河川に関する水防警報及び洪水予報 (3) 直轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 (4) ダム堤体及び周辺の安全管理 (5) ダム災害の情報資料の収集 (6) 道路啓開を含む公共土木施設の応急・復旧、地域の復興等に関する応援・支援 ３　高知地方気象台 (1) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 ４　海上保安庁海洋情報部 (1) 潮汐推算、検潮所記録の公表 Http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/tide_pred/ (2) 高知県を含む地域の津波の予測
指定公共機関	１　日本郵便株式会社　土佐中村郵便局ほか市内全郵便局 (1) 郵便配達業務中に確認した災害状況の報告 (2) 災害地における郵便業務の確保及び為替貯金業務、簡易保険業務の非常取扱い (3) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ２　西日本電信電話株式会社（高知支店） (1) 公衆通信施設の災害予防措置 (2) 災害時における通信の確保、被災設備の早期復旧 (3) 災害応急措置の実施に必要とする通信の優先確保 ３　株式会社ＮＴＴドコモ　四国支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 (1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保 ４　四国電力送配電株式会社（高知支社） (1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給 ５　四国旅客鉄道株式会社（予土線）

	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力 6　日本放送協会（ＮＨＫ） (1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
指定地方公共機関	1　株式会社高知放送、株式会社テレビ高知、高知さんさんテレビ株式会社、株式会社エフエム高知 (1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供 2　土佐くろしお鉄道株式会社 (1) 鉄道施設等の保全 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力 3　（一社）高知県バス協会（高知西南交通株式会社） (1) 災害時における旅客自動車による救援物資並びに避難者等の輸送の協力
公共的機関	1　高知県農業協同組合中村支所 (1) 災害時における緊急食料の緊急引渡し (2) 市が行う農業関係被害状況調査への協力 (3) 農地、農業用施設等の災害防止対策の指導 (4) 農作物の災害応急対策の指導 2　（一社）幡多医師会 (1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には「高知県災害救急医療活動マニュアル」に基づく関係機関と協力した救急医療活動 3　四万十市社会福祉協議会 (1) 災害ボランティアの受け入れ (2) 地域における要配慮者の把握等への協力 (3) 市が行う避難及び応急対策への協力 4　中村商工会議所、西土佐商工会 (1) 災害時における物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材についての協力、あっせん (3) 市が行う商工業関係被害調査への協力 5　中村市森林組合、西土佐村森林組合 (1) 災害応急対策用資材の需給協力 (2) 林野火災予防対策指導 6　(一社)高知県ＬＰガス協会 (1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 災害時協力協定に基づく支援 7　（一社）高知県建設業協会（中村支部） (1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること 8　（公社）高知県建築士会 (1) 災害の調査（被災建築物応急危険度判定等）
自衛隊	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集

	(2) 県及び市が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 （被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開（応急復旧）、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給食及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第10節　　住民・自主防災組織及び事業者の責務

１　住民・自主防災組織

住民は、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともにそれぞれの立場で防災・減災に寄与するものとし、災害時には初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う活動への協力に努めます。また、家族内の連絡方法を決めておき、災害時に活かします。

住民の隣保協同の精神に基づき自発的に組織された自主防災組織は、住民が「自らの安全は自ら守る」という自助を実践したうえで、地域においてお互いに助け合う共助の体制を構築するために災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急訓練を実施するよう努めます。

○平時に果たす役割

(1) 地震・津波に関する知識の習得
(2) 地域固有の災害危険性の理解と認識
(3) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
(4) 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所等の確認
(5) 避難路の点検・安全確認
(6) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（家庭内備蓄・３日分以上)、自動車へのこまめな満タン給油
(7) 地域の実情に即した自主防災組織の結成、運営
(8) 防災訓練、学習会への参加
(9) 住宅・建築物の耐震化及び家具転倒対策
(10) 出火防止対策
(11) 災害教訓の伝承
(12) 地域内に居住する要配慮者の所在把握
(13) 家族同士の避難後の再集合場所の打合せ
(14) 地域内で所有する文化財の把握及び古文書等の保存協力

○災害時に果たす役割

(1) 正確な情報の把握及び伝達
(2) 近所の声かけ合いと適切な避難
(3) 出火防止措置及び初期消火
(4) 組織的な応急復旧活動への参加と協力
(5) 負傷者、避難行動要支援者の援助、救助

○発災後に果たす役割

(1) 避難所運営
(2) 被害にあった子ども、高齢者等への支援（一時的な居住場所提供等）

２　事業者

事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を作成し、地震・津波災害時に果たす役割を十分認識します。また、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

○平時から果たす役割
(1)風水害、地震・津波が生じた時、地域において被害拡大する要因がないかの点検

○災害時に果たす役割
(1) 従業員や利用者等の安全確保
(2) 事業の継続
(3) 地域への貢献・地域との共生、市との連携・市への協力
(4) 二次災害の防止

第 11 節　　地震防災緊急事業５箇年計画

南海トラフ地震から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等について「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業の実施に継続的に努めます。なお、既存市有施設の耐震化は、整備計画を作成し整備を図ります。

(1) 建築物、構造物等の耐震化
(2) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備
(3) 津波発生時における避難対策施設（避難誘導施設、海岸保全施設、河川管理施設等）の整備
(4) 地域防災拠点施設（ヘリポート含む）の整備、改築又は補強
(5) 消防用施設及び消防用資機材等の整備
(6) 消防活動を確保するための道路の整備
(7) 高規格道路等の整備
(8) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設等の整備
(9) 無電柱化の事業
(10) 市立の保育所、小学校、中学校、公民館等の改築、補強又は移転
(11) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等の整備
(12) 通信施設の整備
　ア　デジタル同報系防災行政無線の新設
　イ　デジタル移動通信系防災行政無線の増設
(13) 密集住宅市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場、その他公共空地又は建築物の整備

第２章
災　害　予　防　対　策　計　画

第１節　　四万十市の防災組織

１　四万十市防災会議

本市の防災を総合的に推進するため、災害対策基本法第16条の規定に基づいて組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るほか、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べます。

２　四万十市災害対策本部

災害対策基本法第23条の２の規定に基づき市の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災対策の実施のため市長が必要と認めたときは、四万十市災害対策本部を設置し、水防、消防、災害救助、その他災害応急活動を実施します。

災害対策本部の解散は、災害の発生の恐れが解消し又は災害応急対策が完了したと認められたとき解散します。

災害対策本部の組織及び運営については、四万十市災害対策本部条例に定めます。

３　四万十市災害対策本部西土佐支部（以下「支部」という。）

西土佐地区で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、支所長を支部長として対応にあたる組織であり、災害対策本部に準じ西土佐地区における水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施します。

第２節　　被害の発生防止・拡大防止対策の推進

１　地震・津波災害に強いまちづくりの推進

管理者と連携し海岸施設を整備し被害防止に努めます。

大規模地震が発生した場合の被害が甚大となる要因の一つに、火災が同時多発し拡大化することがあります。南海トラフ地震を想定し、都市構造の形成を防災の観点からも見直しを行い、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用して、地震・津波災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

(2) 避難路、指定緊急避難場所、火災延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設の整備を図ります。また、緊急輸送道路や避難路の通行確保の向上を図るため、無電柱化を検討します。

(3) 防火地域、準防火地域の拡大を図る等、防災安全街区の見直しを行い老朽木造住宅密集地の解消及び、市域の中心部など建築物の密集した火災延焼危険率の高い地域等において、建築物の耐震・不燃化による延焼防止を図り、防災に配慮した土地利用への誘導等大規模火災の防止対策を講じます。

２　建築物の耐震化の推進

(1) 公共、公用施設

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要があります。また、公共施設等は不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要があります。とりわけ、新耐震基準制定（昭和56年６月施行）以前に設計施工された公共施設等のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については、改正耐震改修促進法（平成25年11月施行）に合わせて「四万十市耐震改修促進計画」を見直し、それに基づき耐震化及び液状化対策事業（液状化する場所の判定等）を推進します。

(2) 一般建築物

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、避難路の閉塞、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保等は極めて重要です。

一般住民に対して、新耐震基準制定以前に施工された木造住宅等への耐震診断の必要性をＰＲし、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物の耐震化対策（耐震改修・建替え）について啓発を推進します。

その際、建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、建築設備・ブロック塀・自動販売機・屋内の家具等の転倒防止対策についても周知を図ります。

(3) 耐震診断の義務化

改正耐震改修促進法では、官民を問わず、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの、県が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物、県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物では耐震診断が義務化され、耐震診断結果の公表が義務付けられています。

３　屋外広告物等の落下防止・工作物の耐震化

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の耐震性について、普及啓発を図ります。

４　老朽住宅等の除却

老朽住宅等による倒壊、避難路の閉塞及び火災による災害の拡大を防ぐため、除却を進めます。

５　文化財の耐震対策

文化財は歴史上又は学術上価値の高いものであり、市民の共有財産であることから、文化財所有者に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行います。

６　ライフライン施設等の機能確保

水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼします。水道施設（上下水道）の耐震化、液状化対策及び耐水化を行い、設備の機能確保に努めるとともに電気、ガス及び通信事業者と日頃から連絡をとりその防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請します。

７　主要交通の機能強化

主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、各施設等の耐震化やミッシングリンク（連続性が期待されている中で、非連続性となっている状況）の解消等のネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、長寿命化に努めます。

８　火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備促進

地震による火災は同時多発的に発生する可能性があり、一方で断水や道路の寸断等によって消防活動に影響が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性があります。こうした事態に備え、住民の火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及により出火防止対策及び初期消火対策を推進します。また、指定緊急避難場所等防災拠点における収容、情報収集、伝達、備蓄、応急救護等の機能整備を図るとともに飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備による飲料水の確保、消防水利の拡充整備を推進していきます。

９　危険物施設等災害予防の推進

地震により危険物施設等が損傷すると飛散、漏洩、爆発、火災などにより周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらす恐れがあります。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、法令上の規準の遵守及び施設、設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに防災関係機関との連携体制の強化を進めます。

10　土砂災害防止の推進

急傾斜地等では、地震により土砂災害及びそれに伴う二次的災害の発生が懸念されます。そこで被害を最小限に食い止められるよう災害防止事業を推進するとともに、下記の対策に積極的に取り組みます。

(1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
(2) 土砂災害防止に関する住民への周知、啓発

11　農業用ため池対策

農業用ため池は土堤構造がほとんどであり築造年代は相当古いものが多く、地震を考慮して築造されたものが少ないため、管理者は災害防止に必要な耐震化及び万全の点検、維持管理を図ります。

12　液状化への取組み

液状化の危険度が高い地域の調査（判定）を検討します。

13　予防対策の推進

地震による人的、経済被害の軽減を計るため、地震被害の大幅な軽減につながる対策については、達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を地域目標として別途定め、予防対策の推進に努めます。

14　安全性の確保について

津波災害警戒区域内の要配慮者施設については、津波の影響に対する安全性の確保に配慮します。

南海トラフ地震応急期機能配置計画内で災害時の避難所及び応急救助機関の活動拠点とされている下田小学校は、津波リスクをより低減するため、近隣の高台に位置する旧下田中学校敷地への移転について検討します。

第３節　　住民等の自主防災力の向上

1　各家庭、事業者の自主防災力の向上

地震災害から自らの生命、財産を守る基本は、各家庭、事業者での自主防災力の向上です。市は、各家庭、事業者の自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施します。事業所については、防災管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図ります。

(1) 家庭に求められる自主防災力向上対策

ア　家庭での危険防止対策の実施

（ア）　家具の固定
（イ）　瓦を含む落下物の防止、ガラスの飛散防止
（ウ）　家屋の耐震化（耐震診断、補強等）、不燃化
（エ）　出火防止（感震ブレーカの設置、ブレーカ切断等）
（オ）　家屋周辺の危険性の把握
（カ）　消火器やジャッキ等の使用方法の確認

イ　家庭備蓄の実施

（ア）　消火器、バケツ等の消火用具
（イ）　のこぎり、バール等の救出用具
（ウ）　救急医療セット等の医療用品、持病の医薬品
（エ）　食料、水、燃料（３日分以上）
（オ）　衣服、毛布、トイレットペーパー等の生活用品
（カ）　懐中電灯等の照明用品、乾電池
（キ）　ラジオ等の情報収集用品、乾電池
（ク）　携帯電話の充電器
（ケ）　屋内から避難するために必要な用品（靴、長靴、安全靴、ヘルメット等）
（コ）　その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）

ウ　防災知識及び対処方法の理解と習得

（ア）　地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、震度階級、液状化危険度、余震への対応等）
（イ）　津波の知識（浸水想定区域、浸水深等）
（ウ）　地震・津波発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
（エ）　災害用伝言サービス（ＮＴＴ「171」、ドコモｉモード等）の利用方法
（オ）　強い地震や長時間の揺れを感じた時等では迷うことなく、自ら率先して避難することの徹底
（カ）　家庭内での話し合い及び情報共有
　津波の場合は一刻を争うため、てんでんばらばらになってでも、津波緊急避難場所等の高い場所へ避難することが基本であり、家族で話し合って避難する場所・連絡方法を決めておくこと
（キ）　防災教育受講への積極的な参加
（ク）　防災訓練、学習会への参加
（ケ）　災害教訓の伝承

(2) 事業者の自主防災力向上対策

ア　(1)の関係する対策
イ　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
ウ　従業員の安全確保
エ　周辺地域の安全確保
オ　市及び地域との連携

２　地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まります。そのための組織として全市的に自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図ると共に、既存の女性防火クラブの活動支援、防災士の養成、消防団との連携により地域防災力の向上を図ります。現在未結成地域における組織化を促し、平成27年度末までに自主防災組織の組織率100％を目指すと共に、自主防災組織の活動能力の向上を図るためリーダーの育成、活動マニュアルの作成、資機材の整備、防災マップの作成、防災訓練等に関し四万十市消防団及び幡多中央消防組合（四万十消防署、西土佐分署）の協力を得て積極的に支援を行います。

３　要配慮者の自主防災力の向上

要配慮者（在宅の寝たきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、身体障害者、透析・難病患者、乳幼児等）が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面します。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間自力で対処できる能力を高めていく必要があります。福祉関係者及び要配慮者自身と協働で要配慮者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていきます。

４　小中学校及び要配慮者施設の自主防災力の向上

児童、生徒、乳幼児、要介護高齢者、障害者、傷病者等が集まる小中学校及び要配慮者施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生する可能性があります。そこで、地震・津波発生時に的確な対応が図れるよう、施設の耐震化、消防計画や防災計画の作成・見直し、防災訓練の定期的な実施について指導します。

第４節　　市の防災力の向上

１　迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

勤務時間中に地震が発生した場合には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに、災害対策本部を迅速かつ円滑に立上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要があります。そこで、あらかじめ下記の点について対策を講じておきます。

(1) 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成
(2) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
(3) 庁舎内キャビネット、ロッカー等の転倒、落下防止対策
(4) 本部室の備品等の備え
(5) 停電時の自家発電装置の備え
(6) 職員の食料、飲料水、トイレ等の備え

２　職員の動員体制の整備

夜間、休日等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要があります。そこで「職員初動マニュアル」の作成・配付や参集訓練を通じて、動員配備基準の周知徹底を図ります。

３　情報収集・伝達手段の整備

地震発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間でさまざまな情報交換を行う必要がありますが、携帯電話を含め一般加入電話の輻湊、途絶が想定されます。こうした事態においても適切な情報収集、伝達が行えるよう通信施設の整備改善に努めます。また、通信施設等は定期的に点検を実施し災害発生に備えます。

(1) 市防災行政無線
　中村地域…260ＭＨｚ帯デジタル移動通信系、60ＭＨz デジタル同報系
(2) 高知県総合防災情報システム
(3) ＮＴＴ災害時優先登録電話
(4) アマチュア無線との協力体制の整備
(5) ＩＰ告知端末
(6) 衛星携帯電話

４　被害情報収集体制の整備

地震後の災害応急対策活動を迅速、的確に遂行するためには、まず、被害状況を的確に把握する必要があります。そこで、防災関係機関、消防団員、住民等から被害情報を収集する体制を整備するとともに、「被害情報収集マニュアル」を整備するなど適切な被害情報の収集体制を整えます。

また、収集した情報は災害情報管理システムに入力し、災害対策本部へ迅速に報告するとともに、庁内全体の情報共有を図ります。

５　住民等への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等の緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、通行止めのお知らせなどさまざまな生活情報を住民等に広報することが求められます。そこで、住民等への広報活動を適切に行えるよう防災行政無線（同報系）、ＩＰ告知端末、緊急速報メール、モバイルアプリケーション、市ＨＰ、広報車等複数の情報伝達手段の充実を図ります。

6　災害教訓の伝承

(1)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世へ伝えていくため、大災害に関する調査分析結果（古老の声等を含む）や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めます。

(2)　災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世へ伝えていくよう努めます。

(3)　市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は自ら災害教訓の伝承に努めます。

(4)　被害が想定される旧家等に保管されている古文書の保存（歴史の継承）に努めます。

7　防災関係機関、団体との連携強化及び他自治体等との広域連携

地震後の各種災害応急対策活動は、市とさまざまな防災関係機関、団体（事業者、ボランティア、ＮＰＯ等）が連携して実施されます。また、大規模災害においては本市単独での活動には限界があるため、国、県、遠隔の市町村等広域連携による応急対策、災害復旧が必要となります。連携した活動が適切に実施されるよう、あらかじめ下記の点について準備を行います。

(1)　協定等の締結

(2)　定期的な情報交換の実施

(3)　共同の防災訓練の実施

(4)　受援計画の検討

(5)　連絡体制の整備

(6)　緊急輸送体制の整備

8　物資、資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となります。そこで、迅速、的確に被災者への支援を行うことが出来るよう、県が実施した被害想定等に基づき、物資、資機材（排水ポンプ、毛布、リアカー、簡易トイレ）等の備蓄を推進します。また、それらを保管するための備蓄倉庫は中村、東山、下田地区において整備します。なお、備蓄は住民及び市による備蓄、流通備蓄で賄い、流通備蓄については関係業者と協定を締結します。

9　消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、幡多中央消防組合と連携し防火思想の普及の徹底と消火体制の充実強化により活動能力の向上に努めます。

(1)　消防団員の教養訓練

消防団は地域における消防防災の中核として、消火活動のみならず災害時には避難誘導、災害防御活動等において重要な役割を担っています。そのため、各消防団員の初任者教育及び専科教育を実施して技能及び資質の向上を図ります。

(2)　消防水利の確保

ア　消防道、防火水槽、耐震性貯水槽の整備の拡充

イ　水道施設の消火栓の増強

ウ　河川、池等の自然水利及びプール等の有効活用

(3)　資材の増強、整備

(4)　住民の協力体制の強化促進

自主防災組織、女性防火クラブ　自衛消防隊及び婦人消防隊の育成強化を図り出火防止、初期消火の徹底を図ります。

(5)　幡多中央消防組合との協力体制の強化

ア　消防団及び女性防火クラブとの合同訓練

イ　消防器材器具の点検整備

ウ　防災思想の普及徹底
エ　防災上必要な環境整備

10　避難体制の整備

地震時において津波の影響が想定される場合、火災が発生し延焼の恐れがある場合、土砂災害の危険がある場合などに住民等が安全適切に避難できるよう、下記の点に留意し指定緊急避難場所等の整備を図っていくものとします。

(1) 指定緊急避難場所の指定、整備
ア　津波被害が想定される指定緊急避難場所の標高の確保
イ　避難者数に応じた面積の確保、構造物の耐震性の確保
ウ　海や川の状況が見える場所の設定
エ　橋を渡らなくてよい場所の設定
(2) 指定避難所の施設整備と備蓄物資の配備
(3) 指定避難所の住民等への周知並びに指定避難所への誘導標識の設置
(4) 指定避難所の開設、運営管理体制の整備（「避難所運営マニュアル」作成等）
(5) 避難路の整備等
各地区の津波避難計画に基づいた避難路の整備
ア　避難路の拡幅や橋梁等の構造物の耐震性の強化、補修などの整備を推進
イ　指定した避難路沿道の安全性を確保する事業の推進
ウ　指定避難路は緊急時に緊急車両や住民の避難に使用すべき一般国道、県道、市道、地区が指定する避難路とします。指定避難路は必要に応じて見直しを行うとともに安全に避難できるよう、必要に応じて整備の要望や整備を図ります。
エ　避難路入口への案内標識設置
オ　ソーラーバッテリー等を用いた照明設備の整備
カ　階段を有する避難路には途中に標高標示を整備
キ　落石の恐れのある箇所における落石防止ネット等の整備
(6) 津波避難タワーの整備
(7) 指定避難所開設・運営訓練の実施
(8) 避難所外避難者（在宅避難、車中泊避難等）に対する支援方策の検討

11　応急対策等の拠点となる施設の整備

地震・津波時において応急対策活動の拠点となる施設の整備を図ります。

12　災害時医療体制の整備

地震により負傷者が多数発生した場合、市内外の医療機関の稼動状況の把握、救護病院の開設、医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請、受け入れ、重傷者の後方搬送、住民への広報等さまざまな活動が求められます。これらの活動が適切に行えるよう、下記の観点から災害時医療体制の整備を進めていきます。

(1) 救護病院・医療救護所の指定及び連絡体制の整備
(2) 四万十市災害時医療救護計画の作成及びそれに基づく体制の整備
(3) ヘリコプターによる後方搬送体制の整備
(4) 被災医療機関への支援体制の整備
(5) 地域医療関係団体や自主防災組織との連携
(6) 医療救護所等を設置する場所の平時からの住民への周知
(7) 応急手当等の家庭看護の普及

13　二次災害防止体制の整備

地震後には、余震等による家屋の倒壊、土砂災害等の二次災害が懸念されます。二次災害を防止するためには、地震後住居や各危険箇所の状況を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があります。危険性の把握にあたっては、建築士、砂防技術者等専門技術者の協力が必要であることから、これら専門技術者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておきます。

14　要配慮者対策の推進

要配慮者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面します。これらの人々を支援するため、下記の観点から対策を推進し、各種の支援活動にあたっては「障害者差別解消法」に配慮した支援となるよう努めます。

(1) 安否確認体制の整備（台帳整備、システム構築等）

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（個別避難計画を含む。以下同じ）を作成するものとします。また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるように定期的に更新します。

(2) 地域での避難等支援体制の整備

避難者支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難 支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際 には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行います。

(3) 福祉避難所の指定及び周知

福祉避難所の指定及び周知を行います。

15　社会福祉施設等における防災対策

市は施設管理者に、社会福祉施設等における入居者の安全を確保するため、防災対策の促進を求めます。

以下に、施設管理者の防災対策を示します。

(1) 実態把握と継続的な防災対策

ア　安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。

イ　実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組みます。

ウ　職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的に取り組みます。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

(3) 施設入所者の避難対策

ア　夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成します。

イ　夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施します。

ウ　災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施します。

エ　消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進めます。

(4) 長期的な避難

入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

(5) 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

ア　避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。

イ　各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュ アル等の整備に努めます。

16　防災ボランティア活動の活性化のための環境整備

近年、防災ボランティア活動に関する認識も深まっており、防災の分野でも兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に全国的に多様な取組が展開されています。防災ボランティア活動は、直接的には他者を支援する活動ではありますが、一方で活動を通じて防災知識の習得や人的なネットワークの形成が図られるなど自らの防災力を向上させることにも結びつきます。そこで、以下の観点から防災ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進し、防災ボランティア組織と連携します。

(1) 防災ボランティア活動に関する普及啓発

(2) ボランティア・コーディネーターの養成

17　実践的な防災訓練の推進

市及び住民等の防災力を向上させ防災関係機関等との連携を強化するため、また、地域防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、地域性や昼夜等を考慮した定期的に実践的な防災訓練、情報収集・伝達や職員参集の個別訓練、図上シミュレーション訓練、県及び他市町村と密接に連携を図るための広域訓練等の実施を推進します。

また、住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い、家庭動物の受け入れ方法等多様な視点に十分配慮するよう努めます。

18　災害廃棄物し尿処理及び清掃活動の推進

災害時に、廃棄物等による環境汚染を防止し二次的被害を防止するとともに、障害物を除去し災害の拡大防止と災害応急対策を迅速、的確に行うためのし尿処理計画及び災害廃棄物処理計画を定めておきます。（災害廃棄物処理計画は、「災害廃棄物対策指針（平成26年３月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課）」を踏まえ策定します。）

19　各種データの整備保存

住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

20　広域応援体制整備の推進

大規模地震発生時においては本市単独で対応することには限界があるため、応援自治体間応援の対象業務をこれまでの応急措置から災害応急対策全般に拡大し、応援協定の締結を進めます。また、受援ばかりでなく支援側となる場合も想定します。

第５節　　緊急輸送計画

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備に努めます。

１　緊急輸送ネットークの形成

県計画では緊急時に使用すべき道路として、その重要性に応じて次のように区分しています。

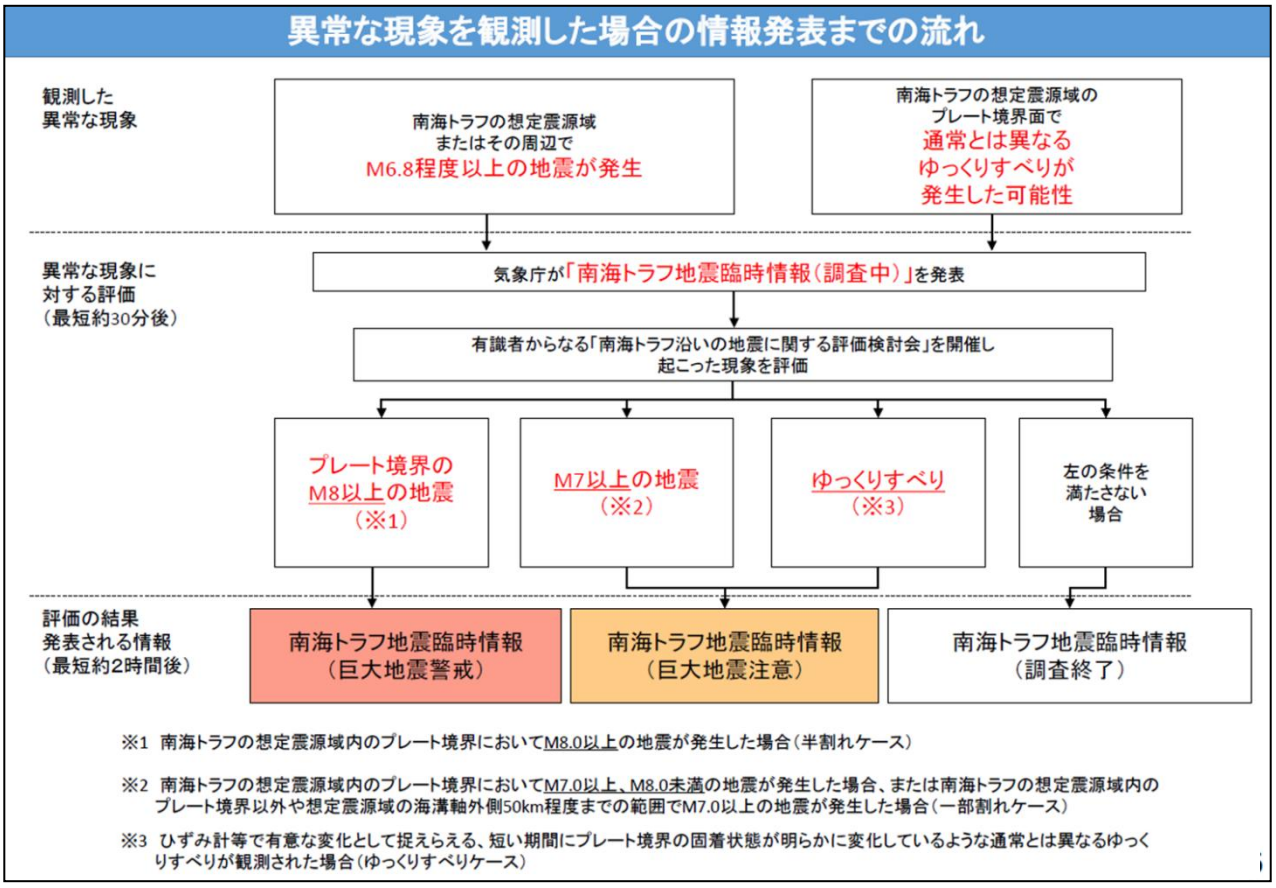
①第１次緊急輸送道路
　○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
　○県庁所在地、中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ道路
②第２次緊急輸送道路
　第１次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路
　○市町村役場　　○警察、消防、自衛隊等の救援拠点
　○病院等の医療拠点　　○集積拠点地
③第３次緊急輸送道路
　第２次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路
　○市町村が地域防災計画で定める防災拠点
※計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画図」によります。

(1) ルートの設定
　緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめルートを設定しておきます。
(2) 輸送拠点の確保
　物資の集積拠点を定めておきます。
(3) 航空輸送の拠点
　現在指定している災害時のヘリコプター離発着場のほか、今後は、福祉避難所の指定及び周知避難場所及び緊急輸送路等との連携を十分に考慮しながら効率的な緊急輸送体制の確保に努めます。
(4) 関係者との連携
　緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図ります。
(5) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の啓発を促進します。
(6) 緊急輸送に必要な道路及び港湾等の啓開計画を国・県・自衛隊と連携して進めます。

第６節　　南海トラフ地震臨時情報

1　南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」）とは

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を「南海トラフ沿いの地震に対する評価検討会」が開始した場合及びその調査結果を発表する場合に、気象庁から発表される情報



（南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン：内閣府）

2　事前対策

(1) 市民への周知

臨時情報を基に被害を軽減するため、市は、全ての市民に対して、臨時情報の制度周知を図ると共に、住宅の耐震化、家具等の固定、食料の備蓄など、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。また、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある市民や地域に対する避難情報の発令、自主避難の呼びかけの実施内容等について周知を図ります。

(2) 自助・共助による対策

市民は、臨時情報が発表された場合、速やかに必要な対応を行うことができるよう、平常時から避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・家電等の固定など、日頃からの地震への備えを実施します。

また、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）が発生した場合、居住地への津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者は、臨時情報

発表時の避難先として、耐震性等の地震発生時の安全性の確保された親類や知人宅等の確保に努めます。

3　臨時情報が発表された場合に実施する市の防災対応

臨時情報が発表された場合の市の防災対応については、以下の内容に加え、市の定めた「南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針」に基づいて行います。

(1) 配備体制

体制区分	配 備 基 準	配備体制等
警 戒 体 制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	臨時情報第１配備 風水害時の第１配備に学校教育課を追加
厳重警戒体制 （災害対策本部）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	臨時情報第２配備 風水害時の第２配備に準ずる

(2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の防災対応

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、市民等への周知、その他必要な措置を行うと共に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）(以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、速やかに必要な防災対応が行うことができるよう必要な措置を行います。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の防災対応

ア　災害対策本部の設置

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置します。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意します。

イ　市民への周知

①関係機関と連携して、発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について正確かつ広範に周知されるよう努めます。

②防災行政無線、IP 告知端末、モバイルアプリケーション、ホームページ等のあらゆる手段を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において、正確かつ広範に周知を行いうるものとするよう留意します。

③市民に対しては冷静な対応を呼びかけると共に、具体的にとるべき行動をあわせて示すことに留意します。

④外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう留意します。

⑤状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じると共に、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

⑥地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応します。

ウ　情報収集

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。

エ　事前避難対策

（ア）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

a　住民事前避難対象地域への避難指示の発令等

市民の生命及び財産等の安全を最大限図るため、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、下記地区を住民

事前避難対象地域として指定し、当該地域の居住者等を対象に、市は、耐震性等の地震に対する安全性の確保された親類や知人宅等への避難を基本とした避難指示を１週間発令します。その後、後発地震が発生しないまま１週間が経過し、国から「最も警戒が必要な期間が終了したため、各機関の定めた２週間目の防災対応を実施する」旨の呼びかけがあった場合（以下、「後発地震が発生しないまま１週間が経過した場合」という。）は、当該避難指示を解除しますが、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から１週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過し、国から、「地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るべき」旨の呼びかけがあった場合（以下、「その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過した場合」という。）は、自主避難の呼びかけを終了します。

住民事前避難対象地域	下田地区（平野、双海、井沢団地を除く）、八束地区

b　住民事前避難対象地域以外の地域への自主避難の呼びかけ

住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを１週間行います。その後、後発地震が発生しないまま１週間が経過した場合、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から１週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

（イ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民事前避難対象地域の居住者等及び住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを１週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）行います。その後、後発地震が発生しないまま１週間等が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

避難指示等発令対象者、期間等一覧

	巨大地震警戒		巨大地震注意	
避難指示発令、自主避難呼びかけ期間	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民
～１週間	避難指示	自主避難	自主避難（※）	
～２週間	自主避難	自主避難		

※ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

オ　避難所の運営

第３章災害応急対策計画　第８節避難計画を参照

カ　学校等の防災対応

学校・保育所・幼稚園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施します。

4　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上実施する措置は、概ね次のとおりとします。

ア　各施設に共通する事項

（ア）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（イ）　入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）　出火防止措置

（オ）　水、食料等の備蓄

（カ）　消防用設備の点検、整備

（キ）　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（ク）　各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

（ア）　病院、診療所等にあっては、患者等の保護の方法について、各施設の耐震性等を考慮した措置

（イ）　学校、保育所にあっては、以下の措置

ａ　児童生徒等に対する保護

ｂ　当該学校等が、本市の定める事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導豊方法、避難誘導実施責任者等の確認

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又は支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとします。

（ア）　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

（イ）　無線通信機等通信手段の確保

（ウ）　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　指定避難所又は医療救護所が設置される学校等の管理者は(1)のア及び(2)のアに掲げる措置を取るとともに、指定避難所又は医療教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事の中断等の対応を検討

5　臨時情報が発表された場合に各機関のとるべき防災対応

(1) 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として実施します。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として実施します。

ア　正確な情報の収集及び伝達

イ　不法事案等の予防及び取締り

ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) ライフライン事業者

電気、ガス、上下水道、情報通信網等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨

大地震警戒）等が発表された場合においても、平常時と同様の供給体制を確保すると共に、後発の地震に備えて、必要な対策を講じるものとする。

(4) 道路関係機関

ア　警察

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者がとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものします。

イ　市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知に努めます。

(5) 港湾管理者

港湾管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の港湾及び在港船舶の安全性の確保に留意します。

(6) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとします。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供します。

第３章
災　害　応　急　対　策　計　画

第１節　　地震・津波災害時における組織体制

１　災害対策本部の設置

(1) 本部の設置

四万十市災害対策本部は、下記の基準に基づき設置される他、災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合において、市長が設置の必要があると認めたときに設置されます。

震災時の組織体制の設置基準

体制区分	配 備 基 準	配備体制等
注 意 体 制 (情報収集体制)	遠地で地震が発生し、高知県沿岸への津波の影響の恐れがあるとき	情報収集体制 地震防災課ほか必要人員
警 戒 体 制	①高知県に津波注意報が発表されたとき ②市内で震度４の地震が発生したとき 西土佐支部では津波警報又は大津波警報が発表されたとき	【震災第１配備】 地震防災課、総務課、企画広報課、農林水産課、まちづくり課、四万十消防署、四万十市消防団
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	臨時情報第１配備 風水害時の第１配備に学校教育課を追加
厳重警戒体制 (災害対策本部)	①市内で震度５弱の地震が発生したとき ②高知県に津波警報が発表されたとき（西土佐支部は【震災第１配備】）	【震災第２配備】 風水害時の第２配備の動員体制に準ずる
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	臨時情報第２配備 風水害時の第２配備に準ずる
非 常 体 制 (災害対策本部)	①市内で震度５強以上の地震が発生したとき ②高知県に大津波警報が発表されたとき（西土佐支部は【震災第１配備】）	【震災第３配備】 市、四万十消防署、四万十市消防団の全職員・署員・隊員

(2) 本部長の職務代理者

災害発生時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法により市長（災害対策本部長）が行います。ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が災害発生時に登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次の順位とします。

順　位	職　　名
第１順位	副市長
第２順位	教育長
第３順位	地震防災課長
第４順位	以降、総務課長、企画広報課長、財政課長の順とする。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として本庁舎３階防災対策室に設置します。ただし、庁舎が被害を受けた場合の災害対策本部の設置場所は、次の順とします。

予備１	防災センター２階　防災研修室
予備２	四万十消防署３階　会議室

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害の発生の恐れが解消し、又は災害応急対策が完了したと認められるときにおいて、本部長の命令により解散します。

(5) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に通知公表するとともに、職員及び住民に対し防災行政無線、ＩＰ告知端末、電話、その他の広報により周知することとします。

(6) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進にあたり関係組織を一元化し、その円滑な運用を図るとともに、市防災会議と緊密な連絡のもと災害予防及び災害応急対策を実施します。

(7) 災害対策本部西土佐支部（以下「支部」という。）

本部長は、西土佐地域で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、総合支所長兼地域企画課長を支部長として対応にあたる支部を西土佐総合支所内に設置し、災害対策本部に準じ水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施します。

支部長が災害発生時に登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は。次の順位とします。

順　位	職　　名
第１順位	産業建設課長
第２順位	西土佐診療所事務局長兼西土佐保健分室長

(8) 災害対策本部の組織

一般災害対策編第３章第１節「組織」２　四万十市災害対策本部の組織及び運営（1）災害対策本部の構成　のとおりです。

(9) 災害対策本部会議、支部会議

一般災害対策編第３章第１節「組織」２　四万十市災害対策本部の組織及び運営（8）災害対策本部会議、支部会議　のとおりです。

(10) 災害対策本部の事務分掌

一般災害対策編第３章第１節「組織」２　四万十市災害対策本部の組織及び運営（9）災害対策本部の事務分掌　のとおりです。

(11) 連絡調整会議

一般災害対策編第３章第１節「組織」２　四万十市災害対策本部の組織及び運営（11)連絡調整会議　のとおりです。

２　配備の区分及び動員計画

(1) 震災時において、所要の人員を確保するため次により動員を行います。必要人員は、あらかじめ所属長が指名をしておきます。

ア　災害対策本部の配備体制

体制区分	配備体制	動　員　体　制	
注 意 体 制	情報収集	地震防災課職員ほか必要人員	
警　戒　体　制 副市長が総括責任者として指示命令にあたる	震災第１配備 市内震度４又は津波注意報 災害対策本部の	地　震　防　災　課	４名（課長含）
		総　　務　　課	２名（課長含）
		企　画　広　報　課	３名（課長含）
		農　林　水　産　課	１名
		ま ち づ く り 課	１名
		四 万 十 消 防 署 員	必要人員

	設置に備えることができる体制	消　防　団　員	必要人員
		そ　の　他　の　課	地震防災課長が指示する災害関係部署の必要人員
厳重警戒体制（災害対策本部）	震災第２配備 市内震度５弱又は津波警報 第３配備に備えることができる体制	総　務　部 土　木　部 産　業　経　済　部 市　民　生　活　部 環　境　衛　生　部 教　育　部 病　院　部	風水害等の場合の第２配備の動員体制に準ずる。 （ただし、状況に応じ適宜増員あるいは減員することができる。）
		消　防　部	四万十消防署　　必要人員 四万十市消防団　必要人員
非　常　体　制（災害対策本部）	震災第３配備 市内震度５強以上 又は大津波警報	全職員・全四万十消防署員・全消防団中村方面隊員	

イ　災害対策本部西土佐支部の配備体制

体制区分	配備体制	動　員　体　制	
警　戒　体　制 支所長が総括責任者として指示命令にあたる	震災第１配備 市内震度４又は津波警報又は大津波警報 災害対策本部西土佐支部の設置に備えることができる体制	地　域　企　画　課	防災担当ほか２人（情報収集）
		（災害対策本部の状況により、応援対応）	
厳重警戒体制（災害対策本部西土佐支部）	震災第２配備 市内震度５弱 第３配備に備えることができる体制	総　務　部 活　動　部 厚　生　保　健　部 教　育　部 消　防　部	風水害等の場合の第２配備の動員体制に準ずる。 （ただし、状況に応じ適宜増員あるいは減員することができる。）
非　常　体　制（災害対策本部西土佐支部）	震災第３配備 市内震度５強以上	全職員・全消防分署員・全消防団西土佐方面隊員	

(2) 動員命令

動員は、発生が予想され又は発生した災害の種類、規模を勘案し災害対策本部設置前にあっては市長、設置後にあっては本部長の命令により行います。また、消防団員の出動については、状況により市長が四万十消防署長又は西土佐分署長と協議し指示します。

(3) 動員の伝達方法

ア　勤務時間内の場合

（ア）　本庁の地震防災課長及び西土佐総合支所の地域企画課長は、市長（本部長）の指示により非常配備を決定し庁内放送、内線電話等により職員の配備の伝達を行います。

【庁内放送の文例】

基　　準	庁　　内　　放　　送　　文　　例
震度４	「ただいま○○○を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は４でした。 只今より震災第１配備とします。職員は負傷者がいないか確認し、直ちに行動してください。
震度５弱以上	「ただいま○○○を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は△△でした。 只今より災害対策本部を設置します。職員は負傷者等がいないか確認し、直ちに行動してください。災害対策本部の各部長は○○まで至急集合してください。」
津波警報、大津波警報	「ただいま高知県沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。災害対策本部を設置しますので、関係各課は所定の行動を開始してください。災害対策本部の各部長は○○まで至急集合してください。」

（イ）　本庁地震防災課長は、四万十消防署及び消防団中村方面隊長に、西土佐総合支所地域企画課長は、西土佐分署長及び消防団西土佐方面隊長に非常配備を伝達します。また、本庁と西土佐総合支所間の情報共有のため、連絡を密に行います。

イ　勤務時間外の場合

地震は前ぶれなく発生します。そのため職員は常に参集できる状態確保に努めなければならず、参集は全て自主参集を原則とします。

職員は、地震を感じたときはラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに参集します。ただし、西土佐支部の体制について、道路等の被災により体制確保が困難な場合は、市長が別途定める西土佐支部への参集が可能な職員による動員計画に基づくものとします。

職員は、参集途中の被害状況を把握し、登庁後は総務第２班に報告します。

(4) 配備に対する職員の心構え

ア　職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておかなければなりません。

イ　職員は、地震が発生したときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るよう努め、また自らの判断で速やかに部署に自主的に参集し、防災活動に従事します。

（ア）　自主参集基準

ａ　全職員が自主参集しなければならない場合（震災第３配備）

・市内で震度５強以上の地震を観測したとき

・高知県に大津波警報が発表されたとき。（西土佐支部では震災第１配備）

ｂ　事前に指定する関係職員が自主参集しなければならない場合（震災第２配備）

・市内で震度５弱の地震を観測したとき

・高知県に津波警報が発表されたとき

ｃ　事前に指定している関係職員が自主参集しなければならない場合（震災第１配備）

・市内で震度４の地震を観測したとき

・高知県に津波注意報が発表されたとき

（イ）　参集のための確認方法

ａ　地震を体感したらすぐにテレビ等で市域及び近隣の震度を確認します。

ｂ　防災行政無線放送やテレビ等で津波警報、津波注意報の発表を確認します。

ウ　万一被災により道路、交通機関の利用が不可能で、いかなる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、以下のとおりとします。

（ア）　通信連絡により所属長又は本部の指示を受けなければなりません。

（イ）　それが不可能な場合は、本庁、西土佐総合支所又は指定避難所に参集し、本部長又は部長若しくは現地対策本部長の指示により防災活動に従事します。

(5) 動員対象から除外する職員

次に掲げる者は、動員から除外します。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受けなければなりません。

ア　職員自身が災害発生時に、療養中又は災害の発生による傷病の程度が重症である場合
イ　親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
ウ　自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼する恐れがある場合
エ　同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
オ　その他の事情により、特に所属長がやむを得ないと認めた場合

３　人員配置の報告

人員の配備状況を県に報告しなければなりません。そのため、各部長は職員参集（配備）状況を総務第２班（西土佐支部は支部総務班を経由）に遅滞なく報告します。

第２節　　防災関係機関の応援・協力体制及び受援計画

本市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、次のとおりです。必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとします。また、国、県等の外部からの応援職員の受入れに関する体制等について定めた「四万十市受援計画（令和３年６月作成)」に基づいて、応援職員の受入れを行います。

(1) 高知県内市町村災害時相互応援協定
(2) 高知県内広域消防相互応援協定
(3) 四国西南サミット災害時相互応援協定
(4) 姉妹都市との防災協定（沖縄県名護市、大阪府枚方市、北海道別海町）

第３節　　情報の収集・伝達計画

1　情報の収集・伝達における役割

災害時における被害情報は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものです。各部長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は速やかに状況を把握して本部長に報告しなければなりません。

(1) 情報収集の基本方針

ア　被害情報の収集及び本部への報告は、災害応急対策を実施するうえで極めて重要であるため、あらかじめ各部において報告責任者（正・副各１名）を定め、報告の確実さを期するように努めなければなりません。

イ　情報収集の迅速・効率化を図るとともに、情報の共有・一元化を図るため「四万十市災害情報管理システム」の構築を図ります。各部からの情報は、四万十市災害情報管理システムにより集約します。

ウ　本部事務局はＬアラート（災害情報共有システム）からの情報やＮＨＫ、海上保安庁海洋情報部等の情報を収集します。

エ　集約にあたっては、中村警察署他関係機関とも十分連絡をとることとします。

オ　各部で収集した住民等からの災害に関する情報のうち緊急を要する場合は直ちにその対策を指示し、その後本部事務局に報告しなければなりません。

カ　被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を適時、適切に収集し、災害応急対策に活用していきます。

（ア）　職員の参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努めます。

（イ）　初動（緊急対応）期の情報収集

地震発生直後において時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努めます。

（ウ）　応急対策（回復沈静）期の情報

地震発生直後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努めます。

(2) 住民等への周知

ア　避難指示

災害対策本部は、消防署、消防団、中村警察署等と協力して、住民や海水浴客などの観光客、船舶等に対し必要に応じて避難指示の発令を行うとともに、高台などの安全な場所への避難誘導を実施します。

イ　周知の方法

（ア）　災害対策本部は、必要と認める地震関連情報等のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置もあわせて周知します。

（イ）　地震・津波関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、新聞により報道することにより周知されますが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図ります。

（ウ）　平常時より住民に、災害発生の恐れがある場合や災害発生時には、ＮＨＫの報道を聞くことを周知します。

（エ）　情報等は、次のいずれかにより周知することとします。

ａ　広報車、宣伝車等の利用

ｂ　水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用

ｃ　電話、ＦＡＸ、ＩＰ告知端末、市ＨＰ、緊急速報メール、モバイルアプリケーション、口頭による戸別の通知

ｄ　防災行政無線、消防用無線放送、衛星携帯電話の利用

ｅ　自治会、自主防災組織等の協力

（オ）　必要に応じて、漁業無線局やアマチュア無線局、タクシー無線局等に協力を依頼します。

２　海上船舶等に対する情報の収集・伝達

１のほか海上船舶等に対する情報の収集・伝達は、次のとおりとします。

(1) 市及び高知海上保安部は、津波予報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、住民に周知させるため広報を行うように努めます。

(2) 高知海上保安部は、在泊船舶に対しては船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、電光掲示板等により広報します。

(3) 高知海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により広報します。

(4) 市及び高知海上保安部は、情報伝達にあたっては予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。

３　地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行います。

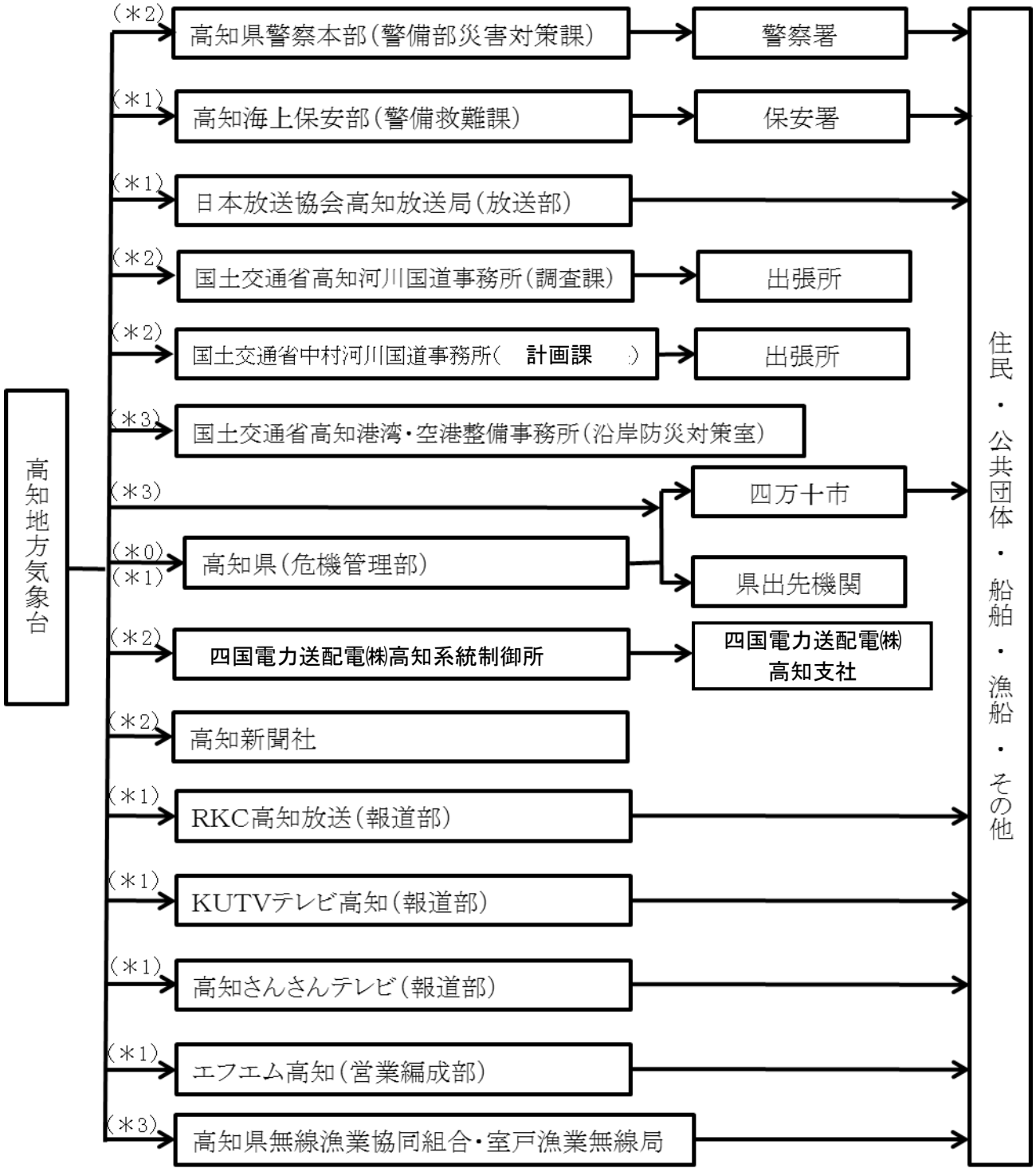
(1) 伝達方法

ア　津波関連情報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行います。

イ　災害対策本部から各部への伝達は、原則として勤務時間内は庁内放送、電話等により、勤務時間外は携帯メールにより行います。

ウ　地震及び津波に関する情報の伝達系統

気象庁から発表される地震及び津波に関する情報は、以下のルートで伝達されます。



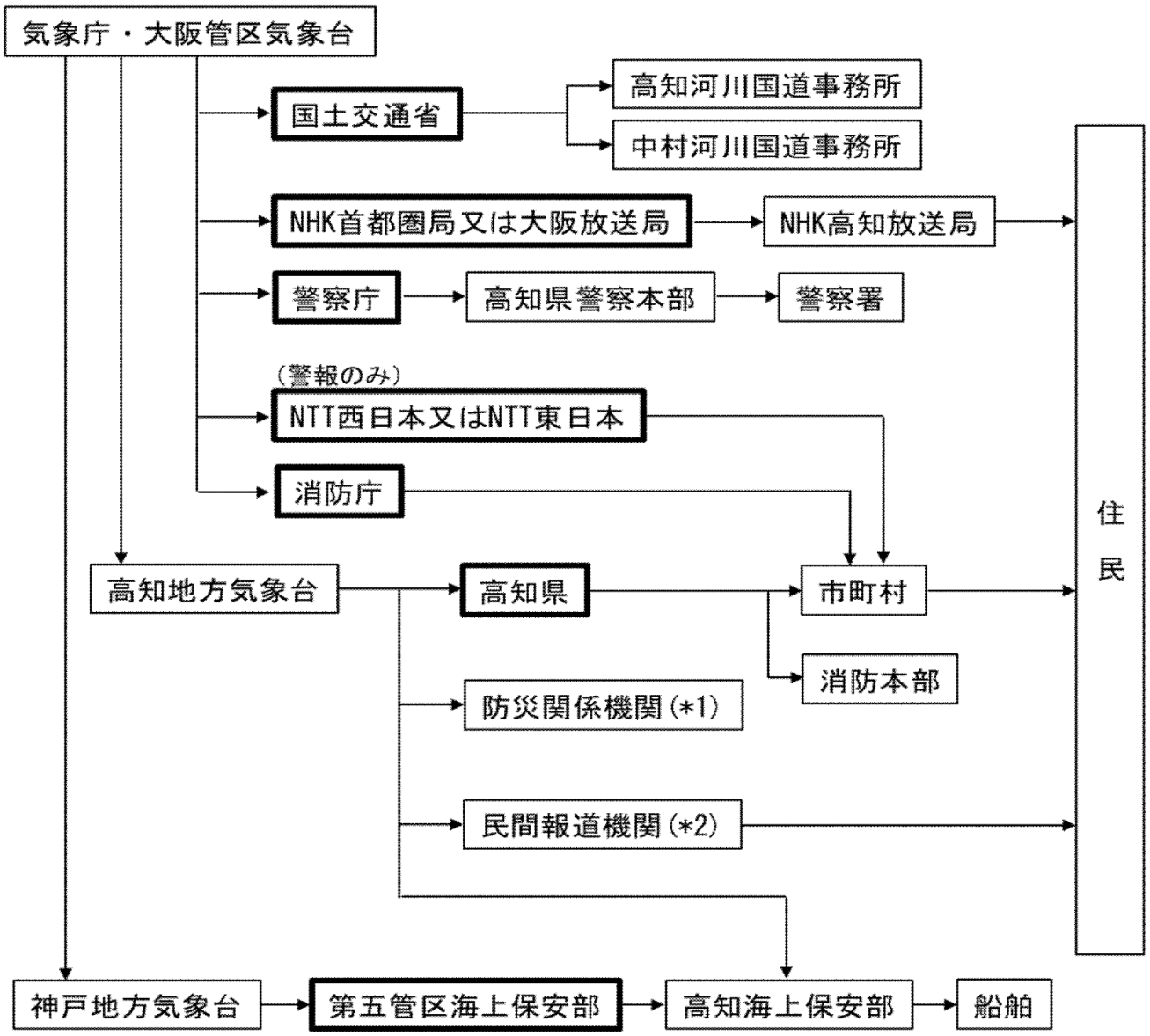
＊0：専用線アデス、加入電話 FAX

＊1：専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX 、防災行政無線

＊2：専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX

＊3：インターネット防災情報提供システム

エ　津波警報等の伝達系統



・**太枠**の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関
・高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方気象台よりバックアップ回線を接続

＊１防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る
＊２民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る

＊大規模な地震・津波災害の場合は、市より情報を提供するルートの検討を行います。

４　通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合の措置

(1) 地震発生時に市長が不在、又は連絡がとれない場合の本部長代理順位は、本章第１節第１(2)本部長の職務代理者の定めによる順とし、市長登庁までの間災害対策本部の指揮にあたります。

(2) 市長等は、地震発生時に市域から離れている等登庁ができない場合は、あらゆる手段を使用し連絡をするとともに、可能な方法によりできるだけ短時間で登庁するよう努めなければなりません。

５　非常通信計画

市と関係機関との間における非常通信計画は次のとおりです。

(1) 通常確保されているルート

①四万十市防災行政無線（260MHz）

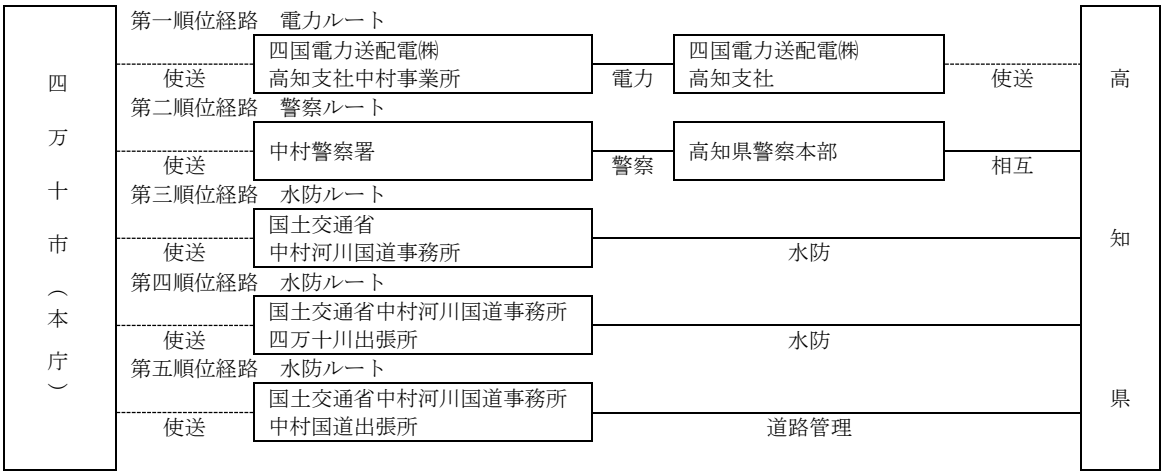
局名（常置場所）	無線番号
四万十市　統制台	100
四万十市　統制台　FAX	103
四万十消防署（２階事務室）	119
〃　（２階 FAX）	119＃5
中村警察署	110
〃　(FAX)	110＃5
国交省中村河川国道事務所	500
〃　(FAX)	500＃5
高知県幡多土木事務所	501
〃　(FAX)	501＃5
高知県幡多福祉保健所	519
四国電力送配電（株）	502
〃　(FAX)	502＃1
四万十市医師会	520
四万十森林管理署	516

②高知県防災行政無線

局名（常置場所）	無線番号
四万十市	210-61
〃　(FAX)	210-70
四万十消防署	912-60 912-61
〃　(FAX)	912-70
高知県幡多土木事務所	820-605　外
〃　(FAX)	820-700
高知県幡多福祉保健所	832-60 832-61
〃　(FAX)	832-70

(2) 非常通信ルート

非常通信ルートは下記のとおりとし、高知県非常通信協議会の協力を得て、他機関の有する無線通信施設を利用するものとします。



(3) 関係機関の窓口

四万十市（本庁）地震防災課	電話	0880－35－2044
四万十市（西土佐総合支所）地域企画課	電話	0880－52－1111
幡多中央消防組合消防本部（四万十消防署）	電話	0880－34－5881
四国電力送配電㈱高知支社（中村事業所）	電話	0880－34－6621
中村警察署	電話	0880－34－0110
中村警察署江川崎駐在所	電話	0880－52－1006
高知県警察本部災害対策課	電話	088－826－0110（内線 5762）
国土交通省中村河川国道事務所	電話	0880－34－7301 （衛星電話 080-8634-1811）
国土交通省中村河川国道事務所 四万十川出張所	電話	0880－36－2320
国土交通省中村河川国道事務所 中村国道出張所	電話	0880－34－2252
高知県危機管理部危機管理・防災課危機管理・防災担当	電話	088－823－9320

5 被災者への情報提供

(1) 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。

(2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第４節　　被害状況等の調査及び報告計画

一般災害対策編第３章第４節「被害状況等の調査及び報告計画」に定めるところにより実施します。

第５節　　災害広報計画

一般災害対策編第３章第５節「災害広報計画」に定めるところにより実施します。

第６節　　災害救助法適用計画

一般災害対策編第３章第 32 節「災害救助法適用計画」に定めるところにより実施します。

第７節　　被災者生活再建支援法適用計画

一般災害対策編第３章第 33 節「被災者生活再建支援法適用計画」に定めるところにより実施します。

第８節　　避難計画

担　当	本　　部	総務部、市民生活部、環境衛生部、消防部、教育部
	西土佐支部	総務部、活動部、消防部、教育部、厚生保健部

地震・津波災害時において被害を受け、又は受ける恐れのある住民を安全な地域、施設に適切に避難させ人的被害の軽減を図るため、避難指示等の基準及び要領について定めます。

１　避難指示

(1) 実施責任者

【避難指示の実施責任者、指示内容等】

項　目	災害対策基本法 第60条	地すべり等防止法 第25条	水防法第22条	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第４条
災害種類	災　害　全　般	地　す　べ　り	洪　水・高　潮	災　害　全　般
実施責任者	市　　長 知　　事	県知事又はその命を受けた吏員	県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	警　察　官 海上保安官
要　件	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 上記の場合に、市長が業務を行うことができないとき	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	人の生命若しくは身体に危険を及ぼす恐れがある天災、事変工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬の奔馬の類等の出現、極端な雑踏等の危険がある場合で、特に急を要する場合
対　象	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	必要と認める区域内の居住者	必要と認める区域内の居住者	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
指示内容等	避難のための立退きの指示又は必要があると認められるときは立退き先を指示	立退くべきことを指示	立退くべきことを指示	立退くべきことを指示又は必要があると認められるときは立退き先を指示
その他	速やかにその旨を知事(市長)に報告(通知) 避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示	当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知	水防管理者が指示をする場合においては当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知	公安委員会に報告 直ちにその旨を市長に通知

(2) 避難指示等の発令

避難指示等の発令は、実施責任者又はその委任を受けた者が行います。

ア　避難の指示権の委任を受けた者

市長の命を受け災害現場に派遣された職員

イ　緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができます。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受けます。

ウ　避難指示等の伝達方法

（ア）　避難指示等を発令するものは、要避難地域の住民に対し、防災行政無線、緊急速報メール、モバイルアプリケーション、広報車、ＩＰ告知端末、市ＨＰ、衛星携帯電話等により伝達を行うとともに、自治会及び自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示等の周知の徹底を図ります。

（イ）　「Ｌアラート（災害情報共有システム)」を活用して、テレビ、ラジオ放送により避難指示等の発令の周知を図ります。

（ウ）　住民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示等の発令が確実に伝達されるよう協力します。

エ　避難指示等の発令の住民への伝達内容

（ア）　避難指示等の発令者

（イ）　避難指示等の対象地域

（ウ）　避難先とその場所

（エ）　避難経路（危険な経路がある場合）

（オ）　避難指示等の発令理由

（カ）　注意事項（火元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装、避難先明記等）

(3) 避難指示等の発令基準

区分	判断基準
高齢者等避難	「遠地地震に関する情報」において発表される津波の到達時刻等の情報に基づき、高齢者等の避難に時間を要する人が津波警報等の発表前に安全な場所に立ち退き避難を開始する必要がある場合
避難指示	①津波警報又は大津波警報が発表された場合 ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れが弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

(4) 避難指示の報告

ア　市長が避難指示を発令した場合

市長は、避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合は、知事へ報告し、解除する場合も同様とします。

イ　市長以外が避難指示を行った場合直ちに市長に報告し、市長はアに準じて知事へ報告します。

２　住民等の自主的な避難

(1) 強い地震や長時間の揺れを感じた時は、迷うことなく自ら率先して避難します。

(2) 津波の場合は一刻を争うため、てんでんばらばらになってでも、津波緊急避難場所等の高い場所へ避難することが基本です。また、事前に家族で集合場所を話し合っておくことが必要です。なお、市は、この内容の理解を防災教育時等に徹底します。

３　避難誘導の方法

(1) 避難の誘導を行う者

ア　住民の避難誘導

住民の避難誘導は、当該地区の消防部及び市長の命を受けた職員並びに警察官が行います。

イ　学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業者その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者等が実施します。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じ次のように実施します。

ア　避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定緊急避難場所、指定避難所、その他の安全な場所へ避難するものとし、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用します。

イ　避難者は、事前に選定した安全な経路を通って徒歩により避難します。

ウ　避難誘導は、なるべく自治会単位に行います。

エ　避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるようにします。

オ　火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動します。

(3) 津波からの避難

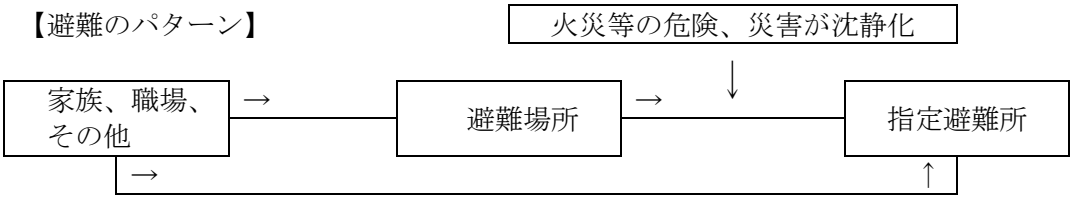
津波の浸水予想危険区域の住民に対しては、地震発生後、２(1)(2)に示す避難を最優先とし、直ちに次の行動をとるよう広報します。

ア　津波の危険と避難を呼びかけます。

イ　避難の方向及び避難施設の名称、場所等を状況に応じて呼びかけます。

ウ　津波の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、居住地等に被害がある場合は、指定避難所への避難を誘導します。

【避難のパターン】



(4) 消防団員の行動原則

ア　自己の安全、家族の安全を最優先とし、安全が確保されたら「四万十市消防団　震災対応マニュアル」に基づき活動します。

イ　津波が予想される地域の団員は「逃げること」の大切さを身をもって示すため、自らが「率先避難団員」となり、住民を避難させます。

ウ　津波が予想される地域の活動に当たっては、ライフジャケットを着用し、津波到達予想時刻の 10 分前までに高台へ避難完了とすることとし、警報が解除されるまでは、避難場所で活動します。

(5) 消防団員以外の避難の誘導を行う者の安全確保

避難の誘導を行う者の安全確保は、自身や家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提となります。

４　警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定します。なお、県への報告は、避難の措置及び解除に準じて行い

ます。

ア　本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。ただし、危険が切迫し、本部長（又は副本部長）が発令するいとまのないときは、関係部長が実施することとします。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければなりません。

イ　警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を代行することができます。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければなりません。

ウ　警戒区域の設定に必要な措置は、災害対策本部(又は支部)事務局、土木部、消防部その他関係部が連携し、警察署、保健所等の関係機関の協力を得て実施します。

エ　地震・津波の発生により警戒区域の設定を検討しなければならない場合

（ア）　土砂災害危険地域

（イ）　津波浸水予想危険区域

（ウ）　倒壊危険のある大規模建物周辺地域

（エ）　施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

（オ）　施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

（カ）　その他住民の生命を守るために必要と認められるとき

(2) 規制の実施

ア　本部長は、警戒区域を設定したときは、中村警察署長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとります。

イ　本部長は、警戒区域の設定について、中村警察署長等関係機関との連絡調整を行うこととします。

ウ　本部長は、警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行います。

5　指定避難所の開設

(1) 開設の方法

避難所担当班は、災害により住居を失い若しくは居住出来ない状況の被災者を収容する必要がある場合は、指定避難所のうちからその災害の状況、地域性に応じて開設する指定避難所を選定し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設します。

(2) 担当職員の配置等

避難所担当班は、指定避難所を開設したときは速やかに担当職員を配置するとともに、施設管理者の協力を得て施設を管理します。ただし、災害の状況により職員の派遣が困難な場合は、施設管理者、自主防災組織等の協力を得て開設及び運営を行います。

(3) 大量避難者への対応

避難所担当班は、指定避難所の収容人員を超えて避難者が集合していると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を移動させるとともに、これに該当しない公の施設についても避難所として指定することが出来ます。

(4) 避難状況等の報告

避難所担当班の担当職員管理責任者は下記の事項を班長に報告し、班長は対策本部(支部)事務局に報告します。

ア　開設場所

イ　開設日時

ウ　周囲の被害状況

エ　施設の状況

オ　収容人数及び世帯数

カ　傷病者数及び要配慮者の人数と状況

キ　給食の要否及び給食必要数

ク　毛布等物資の要否及び必要数
ケ　その他必要事項

6　指定避難所の運営
(1) 運営体制の整備
ア　初動期の運営
避難の初動期には、各避難所において定められた避難所運営マニュアルに基づいて、自主防災組織が中心となり、防災関係機関、自治会、ボランティア等の協力を得て運営にあたります。
イ　長期の運営
避難所担当班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、被災者による自治組織の結成を促し、避難者自らが指定避難所の自主的な運営ができるように努めます。また、リーダーは男女から選ばれるように努めます。避難所担当班は、運営について最大限支援します。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意します。
(2) 物資等の提供
災害対策本部(支部)事務局、避難所担当班は、避難状況等の報告に基づき、必要な物資の提供を行います。
(3) 情報の提供
広報広聴班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供します。
(4) 要配慮者等への配慮
介護の必要な高齢者や障害者については、避難生活で体調を崩さないように指定避難所に専用の場所を設けたり、福祉避難所へ収容するなどして、健康管理に配慮します。
また、男女のニーズの違いや、家庭動物の受け入れ等、多様な視点に配慮します。
(5) 指定避難所における生活環境の整備
避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努めます。また、指定避難所の中に、介護や医療相談を受けることができる人材や空間を確保します。

7　福祉避難所の設置・開設
一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害児・者等の要配慮者のため、福祉避難所として避難所を指定するよう努めるとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設します。
(1) 福祉避難所の指定
福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定または協定を締結します。
(2) 福祉避難所の周知
福祉避難所に関する情報を広く住民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知を図ります。
(3) 開設の方法
福祉避難所の施設管理者は、施設職員、利用者の状況、施設の設備状況等について市に報告します。
市は、災害の状況、避難所にいる要配慮者数等から必要に応じ福祉避難所の開設を要請します。
施設管理者は市からの要請を受け、福祉避難所を開設します。
(4) 避難状況等の報告
福祉避難所の施設管理者は下記の事項を市に報告します。
ア　施設名
イ　開設日時

ウ　職員・利用者の状況
エ　設備の状況
オ　要配慮者及び介助者の人数と状況
カ　食料及び物資必要数
キ　必要な専門スタッフ、ボランティア数
ク　その他必要事項

８　福祉避難所の運営

(1) 運営体制の整備

福祉避難所の運営は、「四万十市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づいて行います。

施設管理者は、施設の設備や人材のノウハウを十分に活用するとともに、防災関係機関、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て福祉避難所の管理運営にあたることとし、市の担当職員は、施設管理者の協力を得て円滑な運営が行われるように努めます。

(2) 物資等の提供

災害対策本部（支部）事務局は、福祉避難所からの依頼に基づき、必要な物資の提供を行います。

(3) 情報の提供

広報広聴班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供することとします。

９　所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護並びに運営に必要な所要物資は、市において確保します。ただし、市において確保困難な場合は、本部長（市長）は物資の確保を知事に対して要請します。

10　指定避難所・福祉避難所の閉鎖

本部長（市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合に、指定避難所・福祉避難所の閉鎖を決定し指示します。

11　広域避難

多数の避難者が発生したことによって近隣市町村への広域避難を実施することが必要となった場合、又は近隣市町村の避難者を本市避難所で受け入れることが必要となった場合は、幡多圏域内の市町村（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）で締結した「幡多圏域における広域避難に関する協定（平成 31 年 2 月締結）」及び「幡多圏域広域避難計画（平成 31 年 2 月作成）」に基づいて実施します。なお、その際の輸送手段を確保するため、必要に応じて、幡多圏域内の市町村とバス事業者とによる「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（平成 31 年 2 月締結）」に基づいて、バス事業者へ協力を要請します。

12　野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受ける恐れがある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとします。

13　感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、必要な資機材の備蓄、感染症対策に対応した避難所運営マニュアルの整備等を進めると共に、避難所における密集状態緩和のため、状況に応じて、四万十黒潮旅館組合との協定（平成 29 年４月締結）に基づいて、宿泊施設を避難所として利用することとします。

第９節　　消防活動の実施計画

担　当	本　　部	総務部、消防部
	西土佐支部	総務部、消防部

市及び消防機関は、速やかに市内の火災の状況を把握するとともに、火災による被害の拡大を防止するため迅速に部隊配置を行い、消防活動を実施します。また、津波発生時には「四万十市消防団震災対応マニュアル」に基づいて行動します。

１　初動配備体制

(1) 初動体制の確立

消防部は、速やかに初動体制を確立します。

(2) 消防職員の参集

消防職員は、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無その他必要事項を確かめるとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集します。

(3) 消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握するとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集します。

２　応急活動

(1) 消火活動

ア　震災配備体制を確立し、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施します。

イ　延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶ恐れがある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努めます。

(2) 救助・救急活動

ア　中村警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施します。

イ　延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施します。

３　広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請等を行います。

(1) 消防相互応援協定による要請

幡多中央消防組合長は自らの消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第39条の規定に基づく協定を締結している市町村（消防組合）長に対し、応援要請を行います。

(2) 知事への応援要請

ア　自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により知事に指示権の発動を要請します。

イ　ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、高知県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に消防・防災ヘリコプターの出動を要請します。

(3) 消防庁長官の措置による応援体制

被害が広範囲に及び、県内の消防力のみでは対処できないと認められる災害が発生した場合においては、消防庁長官が消防組織法第44条に規定する措置をとるよう知事を通じ要請します。

(4) 消防機関の応援出動

消防組織法第21条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村から応援を求められたとき、市長は、市域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させるものとします。

(5) 救急業務における広域応援体制

消防部は、災害現場で応急手当て、トリアージを行うとともに、幡多医師会等関係医療機関と連携し、市内及び近隣市町村の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行います。

また、現有の救急車のほか、人員搬送車、搬送可能な消防車両等を活用し、併せて応援隊や高知県消防・防災ヘリコプターの協力を得て、市内あるいは近隣市町村医療機関へ振り分け搬送します。

(6) 自衛隊への応援要請

上記に定める広域応援要請のほか必要な場合は、自衛隊の派遣を知事に要請します。

第10節　　被災者の救出計画

担　当	本　　部	消防部、各部
	西土佐支部	消防部、各部

地震・津波発生時において、生命・身体が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人を捜索・救出して必要な保護を図るため、次の計画を定めます。

１　救出の対象者等

(1) 災害により現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出は、消防部が各部、自衛隊、中村警察署、自主防災組織等の協力を得て、総動員体制で迅速に行うものとします。

(2) 地震・津波災害時における救出対象者は、地震や津波により現に救出を要する状態におかれている者で、概ね次のような状態にある者とします。

ア　火災の際に火中に取り残された場合

イ　災害の際に倒壊建物の下敷きになった場合

ウ　津波を含む水害により流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合又は崖崩れ・土石流・地滑りにより生き埋めになった場合

エ　海上における船舶が災害に遭難した場合又は陸上から海上に流された場合

オ　その他の災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者

２　救出方法

(1) 被災者の救出は、原則として災害発生の日から３日以内とし、その救出活動に必要な資機材は、市の備蓄又は保管資機材の使用、関係団体等からの借り上げ等により確保し実施します。

(2) 救助を行うものが災害現場へ到着するまでの間は、地元自主防災組織等、住民の協力を得て救助作業を実施します。

(3) 災害現場へ到着した者は、要救助者の実態の把握に努め、その状態を速やかに災害対策本部に報告します。報告を受けた災害対策本部は、災害の規模等から応援の必要を認めたときは、遅滞なく関係機関等に応援を要請するなど迅速な対応を行います。

(4) 行方不明者の存否については、中村警察署及び地域住民の協力を得て確認し、住民基本台帳等と照合します。

３　救出後の措置等

(1) 救出した負傷者は、応急手当を実施した後、直ちに救急車、救護車等により病院へ搬送します。

(2) 遺体として発見された者又は行方不明であるが社会通念上死亡が明らかな者への対応は、第３章18節「行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬計画」の定めるところにより行います。

(3) その救助にあたっての必要事項は、災害救助法の定めるところによります。

４　住民及び自主防災組織の役割

地震発生時初期の住民及び自主防災組織の役割について次のとおり定めます。ただし、津波浸水想定区域に居住する住民及び自主防災組織は、津波による二次災害を避けるため避難を優先し、津波終息後に実施します。

(1) 住民及び自主防災組織は、相互に連携をとって地域の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めます。また、倒壊家屋の下敷きになっている被災者の自発的な救出活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に協力するよう努めます。

(2) 自主救出活動が困難な場合は、災害対策本部、消防、警察等に連絡し、早期救出を図ります。

(3) 日頃から住民、自主防災組織、事業者等に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発を行います。

第11節　　被災建築物に対する応急危険度判定計画

担　当	本　　部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するため、応急危険度判定活動体制を確立し、被災建築物の応急危険度判定を行います。

特に、次の建築物については災害時の活動上重要な拠点となるため、県、建築士会等の協力を得て速やかに応急危険度判定を行います。その結果、倒壊等の危険性が高い場合は、使用禁止、立ち入り禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告、指導を行います。

(1) 災害時に応急活動上の拠点施設となる庁舎等
(2) 災害時に避難誘導、情報伝達、救助等の防災業務の中心となる地域防災拠点等
(3) 救護病院
(4) 指定避難所
(5) その他公共施設

第12節　　被災宅地の応急危険度判定計画

担　当	本　　部	総務部、土木部
	西土佐支部	総務部、活動部

地震の被害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止するため、被災宅地危険度判定実施体制を確立します。その際、実施本部を設置し判定実施計画に基づいて危険度を判定します。また、被災宅地危険度判定士については、県に支援を要請します。

第13節　　食料供給計画

一般災害対策編第３章第８節「食料供給計画」に定めるところにより実施します。

第14節　　給水計画

一般災害対策編第３章第９節「給水計画」に定めるところにより実施します。

第 15 節　　被服等生活必需品等供給計画

一般災害対策編第３章第10節「被服等生活必需品等供給計画」に定めるところにより実施します。

第 16 節　　建築物・住宅応急対策計画

一般災害対策編第３章第 11 節「建築物・住宅応急対策計画」に定めるところにより実施します。

第 17 節　　医療・救護計画

担　当	本　　部	環境衛生部、病院部
	西土佐支部	厚生保健部

地震・津波災害により傷病者が多数発生したり、医療の機能を失ったり、又は著しく不足し医療活動が混乱した場合、人命の安全確保を迅速に図るため医療・救護活動を迅速かつ的確に行えるよう計画を定めます。

１　緊急医療体制

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策は、環境衛生部及び厚生保健部が中心となり高知県災害時医療救護計画及び四万十市災害時医療救護計画に基づき、保健医療調整本部・支部と連携して対応するものとします。

２　初期救護活動

(1) 四万十市災害時医療救護計画の策定

市は、医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた「四万十市災害時医療救護計画」を策定し、関係者に周知を図ります。

(2) 市内の医療機関による応急医療活動

市は、幡多医師会を通じ民間医療機関に協力を求め、それぞれの機能確保及び応急医療活動を実施します。

(3) 被災地域外からの救護班派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に、医療班等の派遣を要請します。なお、医療班等の受入れ調整は、「医療ボランティア」の活用を含め、保健救護担当部が担当します。

(4)　救護病院の設置

医療救護所との役割分担を明確にするため、初期段階より救護病院を開設します。救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

【救護病院】	施設名	住所	電話番号
中村地区	四万十市立市民病院	中村東町１丁目１番 27 号	34－2126
	中村病院	中村小姓町 75 番地	34－3177
	木俵病院	中村一条通３丁目３番 25 号	34－1211
	森下病院	中村一条通２丁目 44 番地	34－2030
	竹本病院	右山 1973 番地２	34－4151
西土佐地区	国保西土佐診療所	西土佐用井 1110 番地 28	52－1011

(5) 医療救護所の設置

上記救護病院前に必要数救護所を開設し、被災した負傷者に迅速で的確な医療救護活動を行います。医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。

【医療救護所】	施設名	住所	電話番号
中村地区	四万十市立市民病院救護所	中村東町１丁目１番 27 号	34－2126
	中村病院救護所	中村小姓町 75 番地	34－3177
	木俵病院救護所	中村一条通３丁目３番 25 号	34－1211
	森下病院救護所	中村一条通２丁目 44 番地	34－2030
	竹本病院救護所	右山 1973 番地２	34－4151
具同地区	具同地区医療救護所	具同 5390 番地	34－1823
西土佐地区	国保西土佐診療所救護所	西土佐用井 1110 番地 28	52－1011

(6) トリアージの実施
　災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合には、トリアージ（負傷者選別）を実施します。
(7) 広域搬送及び後方医療活動の支援要請
　被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請します。また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施します。
(8) 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携
　平時より、地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
(9) 家庭看護の普及
　応急手当等の家庭看護の普及を図ります。

３　医薬品等の確保
(1) 医療及び救護実施のため必要な医薬品・衛生材料及び医療器具は市内医療機関の備蓄により対応するとともに、幡多薬剤師会及び県薬剤師会と連携して確保します。また、高知県災害時医療救護計画に基づき、県と協力して必要な医薬品及び医療用資機材を備蓄しておきます。
(2) 市外からの救急医療物資は、市内の備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送します。

第 18 節　　行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬計画

一般災害対策編第３章第 12 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬計画」に定めるところにより実施します。

第 19 節　　保健衛生活動計画

一般災害対策編第３章第 13 節「保健衛生活動計画」に定めるところにより実施します。

第 20 節　　心のケア計画

一般災害対策編第３章第 15 節「心のケア計画」に定めるところにより実施します。

第 21 節　　災害廃棄物応急処理計画

地震・津波災害によって発生した災害廃棄物の応急処理は、一般災害対策編第３章第 16 節「災害廃棄物応急処理計画」に定めるとことにより実施します。また、地震・津波災害時の多くの避難者、長期の避難を考慮し、設置場所を選定後、マンホールトイレの整備を促進します。

第 22 節　　輸送計画

担　当	本　　部	総務部、土木部、産業経済部、消防部
	西土佐支部	総務部、活動部、消防部

災害発生時において、救助活動に必要な人員、水、食料等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、迅速かつ円滑な輸送手段や輸送方法について定めます。

１　緊急輸送ネットワークの形成

(1) 災害時の応急対策活動を円滑に実施するため隣接市町村及び市内の防災活動拠点（国、県、市、消防署及び警察署等の庁舎）、輸送施設（道路、港湾、鉄道駅）、輸送拠点（バスターミナル、卸売市場）を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークとして、高規格道路、国道、県道、都市計画道路等の主要幹線道路やアクセス道路及びこれらを補完する道路を緊急輸送路に指定します。指定にあたっては、警察及び関係機関と十分協議を行うとともに、広域圏を視野に入れて検討するものとし、有効幅員が広く、通行に危険性のない道路に配慮します。

(2) 効率的な緊急輸送を実施するため、中村警察署と協議のうえ、緊急車両用赤色灯、サイレンやステッカー、通行禁止等の看板などの調達等について、事前に整備します。

２　緊急通行車両確保のための事前届出

(1) 災害応急対策活動の的確かつ円滑な実施を図るため、市有車両を緊急通行車両として使用できるよう中村警察署長を経由し県公安委員会へ事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておきます。

(2) 市有車両を廃車又は新規購入した場合は、その都度上記の届出をします。

(3) 事前届出手続

ア　申請書類

（ア）　緊急通行車両事前届出書２通

（イ）　自動車検査証の写し２通

イ　対象車両

（ア）　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法第 39 条第１項に規定される緊急自動車は除きます）

ウ　届出済証の返還

次の場合、速やかに中村警察署長を経由して届出済証を返還します。

（ア）　緊急通行車両に該当しなくなったとき

（イ）　当該車両が廃車になったとき

（ウ）　その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき

３　海上輸送

災害時の緊急輸送に備え、高知海上保安部土佐清水海上保安署、県、漁協等の関係機関と協議のうえ、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等について検討します。

４　ヘリコプター輸送

(1) 空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、ヘリコプター離発着場を確保します。

(2) 必要に応じてヘリコプター離発着場の増設整備を図り、その管理・運用に努めます。

５　鉄道輸送

地震災害発生時においても、列車運転の安全を確保し、輸送業務を常に健全な状態に保持するため、四国旅客鉄道株式会社及び土佐くろしお鉄道株式会社と協議のうえ、災害時の緊急輸送の運行方法や協力体制等について定めておきます。

6　緊急輸送のための燃料確保

緊急輸送のための燃料は、中村石油組合との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定（平成 30 年１月締結)」に基づく調達、又は四万十市災害対応型給油所整備促進事業費補助金を活用して自家発電施設等の施設整備を行った給油所からの調達を行うと共に、更なる燃料の調達・供給体制の整備を検討します。

7　物資搬送

物資配送については、一般災害対策編第３章第 18 節輸送計画　３救援物資等の集積・配送拠点等に定めるところにより実施します。

第 23 節　　交通対策計画

担　当	本　　部	土木部
	西土佐支部	活動部

地震災害時の交通路の確保を図り、応急措置の迅速化に資するための計画について定めます。

1　交通規制

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、道路の応急復旧と併せて通行禁止及び通行制限等の規制を行います。

(1) 交通規制の実施

交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うとともに、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と情報交換・連絡協議を行います。また、交通の誘導や適切な情報提供を行うことにより、混乱防止を図ります。

ア　災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想されるとき、又は発見したとき若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行います。この場合、道路管理者と中村警察署等関係機関は、密接な連絡をとるものとします。

イ　交通規制を行うときは、その内容を立看板、広報、報道機関等により、一般に周知を図ります。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において必要に応じて指導にあたります。

実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	1　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第１項
公安委員会	1　道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認める場合	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第 76 条
警察署長	道路における危険を防止し､その他交通の安全 と円滑を図るため必要があると認める場合（１か月を超えない場合）	道路交通法 第５条第１項
警　察　官	道路の損壊､火災の発生その他の事情により道 路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法 第６条第４項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施します。

実施責任者	範　　囲	根　拠　法
警　察　官	1　通行禁止区域等において緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2　措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の３
自　衛　官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

道路管理者	1　緊急通行車両の通行を確保する区間を指定して、車両等の占有者等に対し、道路外の場所へ移動などの措置を命ずることができる。 2　措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、自ら道路外への移動などの措置をとることができる。また、当該措置をとるためやむ得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第 76 条の６

2　緊急通行車両

災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は次のとおりとします。なお、道路交通法第 39 条第１項の緊急自動車、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示をする必要はありません。

(1) 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、以下のものをいいます、

ア　道路交通法第 39 条第１項の緊急自動車

イ　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、(2)の車両については緊急車両の確認を受けた標章を掲示しているもの

ウ　自衛隊車両等

(2) 緊急通行車両の確認

ア　確認の申出

（ア）　事前に届出を済ませている車両

緊急通行車両確認証明書に必要事項を記入し、緊急通行車両事前届出済証とともに中村警察署、県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は交通の検問場所等への確認申請を行います。

（イ）　新たに届出を行う車両

事前届出に準じた内容で、中村警察署へ届出を行います。

イ　確認と標章等の交付

確認が行われた場合、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されます。

ウ　標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けたものは、交付を受けた標章を当該車両の全面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けます。

3　交通規制除外対象車両

民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものです。

大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認の届出を行うことができます。

(1) 対象車両

次のいずれかに該当する車両であって、かつ、緊急通行車両とならないものを対象とします。

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出手続き
緊急通行車両の事前届出手続きに準じた内容で中村警察署へ届出を行うものとします。

4　道路交通の確保
(1) 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し、現地において徒歩パトロールを強化します。
(2) 市内の道路被害及び通行障害等を早期に把握します。また、収集した道路情報については、担当部へ連絡するものとします。
(3) 災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、直ちに中村警察署に連絡の上、交通規制を行うと同時にこれに代わる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努めます。
(4) 本市以外の者が管理する道路、橋梁施設で、通行障害等が発生した場合は、直ちにその管理者に通知して早期に対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行います。ただし、いとまのないときは、直ちに警察官に通報して、道路交通法に基づく規制を実施するなど応急措置を行います。
(5) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置します。
(6) 災害箇所については、担当部において優先順位の高いものから、仮復旧措置を行います。

5　交通規制等の広報
交通規制状況等を住民等に周知徹底するため、報道機関による広報、主要地点での掲示等を行います。
(1) 周知方法
ア　交通規制についての情報や一般車両の自粛要請等について、テレビ・ラジオ等の報道機関に広報を依頼します。
イ　主要地点や避難所等において交通規制についての情報を立看板などで掲示します。

第 24 節　　障害物の除去計画

一般災害対策編第３章第 17 節「障害物の除去計画」に定めるところにより実施します。

第 25 節　　ライフラインの応急対策計画

1　上水道施設

担　当	本　　部	土木部
	西土佐支部	活動部

(1) 発生直後の情報収集

発生直後は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てます。

(2) 報告

水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを災害対策本部事務局へ報告します。

(3) 応援要請

四万十市水道工業協同組合との間で交わしている「災害時等における水道の応急活動の支援に関する協定書」に準じて行う応急復旧体制においても、すべての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、日本水道協会高知県支部並びに県災害対策本部に支援を要請するとともに、近隣市町村の水道事業者等からの応援を受け入れます。

(4) 応急復旧の方針

ア　取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先します。

イ　管路の復旧計画

（ア）　復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のためにもっとも有効な管路から順次行います。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施します。

（イ）　給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施します。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行います。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行います。なお、給水に支障を来すものについては、申込みの有無に関わらず応急措置を実施します。

2　下水道処理施設等

担　当	本　　部	土木部
	西土佐支部	－

(1) 応急復旧の方針

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行います。

イ　被害状況によっては、他の下水道処理関係者から支援を受けます。

(2) 応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、県、関係機関、関係業者等への要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得ます。

(3) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関を通じて、広報します。

３　電力供給施設

《実施担当機関》　四国電力送配電（株）高知支社

(1) 応急供給及び復旧

ア　被害状況によっては、他の電力会社と締結した契約に基づき、電力の供給を受けます。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行います。

ウ　単独復旧が困難な場合は、他支社、関係業者等への要請を行い、復旧に際しての資機材・人員の協力を得ます。

エ　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行います。

オ　再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努めます。

(2) 広報

ア　二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行います。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関を通じて広報します。

４　電気通信施設

《実施担当機関》　西日本電信電話（株）高知支店

(1) 通信の確保と応急復旧

ア　災害救助法が適用された場合等には、避難施設の被災者が利用する特設電話の設置に努めます。

イ　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施します。

ウ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の確保を行います。

エ　復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し早期復旧に努めます。

(2) 広報

災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めます。

第 26 節　　教育・保育対策計画

一般災害対策編第３章第 20 節「教育・保育対策計画」に定めるところにより実施します。

第 27 節　　要配慮者支援対策計画

一般災害対策編第３章第 31 節「要配慮者支援対策計画」に定めるところにより実施します。

第 28 節　　愛玩動物等の保護及び管理計画

一般災害対策編第３章第 14 節「愛玩動物等の保護及び管理計画」により実施します。

第 29 節　　公共建築物等災害応急対策計画

一般災害対策編第３章第 21 節「公共建築物等災害応急対策計画」により実施します。

第 30 節　　道路、漁港施設等災害応急対策計画

一般災害対策編第３章第 22 節「道路、漁港施設等災害応急対策計画」に定めるところにより実施します。

第 31 節　　公園緑地施設災害応急対策計画

一般災害対策編第３章第 23 節「公園緑地施設災害応急対策計画」に定めるところにより実施します。

第 32 節　　労務供給計画

一般災害対策編第３章第２節６「労務供給計画」により実施します。

第 33 節　　自衛隊災害派遣要請計画

一般災害対策編第３章第 29 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより実施します。

第 34 節　　ボランティア活動支援計画

一般災害対策編第３章第 30 節「ボランティア活動支援計画」に定めるところにより実施します。

第 35 節　　二次災害の防止計画

担　当	本部	土木部、産業経済部ほか関係部局
	西土佐支部	活動部ほか関係部局
	防災機関	高知県ほか関係機関

余震や降雨等による二次災害防止活動を実施します。

１　水害・土砂災害対策

(1) 市及び県は、水害・土砂災害危険箇所の点検を専門技術者等により行います。

(2) 点検の結果、危険性が高いと判断された箇所は早期に応急対策を実施します。

(3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施します。

２　爆発物及び有害物質対策

(1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。

(2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知を図ります。

(3) 市は、必要に応じて避難対策を実施します。

第 36 節　　災害応急融資計画

一般災害対策編第３章第 28 節「災害応急融資計画」に定めるところにより実施します。

第 37 節　　被災者支援対策計画

一般災害対策編第３章第 34 節「被災者支援対策計画」に定めるところにより実施します。

第 38 節　義援金及び救援物資の募集・配分計画

一般災害対策編第３章第 35 節「義援金及び救援物資の募集・配分計画」に定めるところにより実施します。

第４章
災 害 復 旧・復 興 計 画

第１節　　公共施設災害復旧計画

一般災害対策編第４章第１節「公共施設災害復旧計画」に定めるところにより実施します。

第２節　　災害復旧に対する融資

一般災害対策編第４章第２節「災害復旧に対する融資」に定めるところにより実施します。

第３節　　被災者の生活の確保

一般災害対策編第４章第３節「被災者の生活の確保」に定めるところにより実施します。

第４節　　復興計画

担　当	本　　部	土木部
	西土佐支部	－

1　復興計画等の作成

(1)　必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めます。

(2)　復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県との連携、 国との連携）を行います。

(3)　復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。

(4)　関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。

(5)　必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。

2　災害に強いまちづくり

(1)　災害に強く、より快適な都市環境整備

ア　住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。

イ　計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。

ウ　津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行います。

エ　被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図るものとします。

オ　まちづくりにあたっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定やできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、避難場所、指定避難所の整備を行いま

す。

(2) 復興のための市街地等の整備改善

ア　被災市街地復興特別措置法等を活用します

イ　住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。

ウ　土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図ります。

(3) 河川等の治水安全度の向上等

ア　河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。

イ　公園・緑地等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、津波緊急避難場所として活用可能な空間、ヘリコプター離発着場としての空地の活用等、防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努めます。

(4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、その解消に努めます。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュー ル、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に 対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言をします。

第５章
公 共 事 業 施 設 防 災 計 画

一般災害対策編第５章「公共事業施設防災計画」に定めるところにより実施します。

第６章
南海トラフ地震防災対策推進計画

この章では、地震・津波防災対策のうち南海トラフ地震対策として特に取組の必要な事項について定めます。

第１節　　総　　則

１　推進計画の目的

本推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年 法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第９節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりです。

第２節　　重点施策に関する事項

１　重点施策に関して留意すべき事項

南海トラフ地震の発生確率は今後３０年以内に８０％ 程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあるため、全ての施策を一律に講じることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね１０年間で完遂するべき重点施策として具体的に定め、重点的に推進することとする。

防災計画の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

整備計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮します。

１　建築物、構造物等の整備

第２章第２節「被害の発生防止・拡大防止対策の推進」で定めたとおり、建築物、構造物等の安全性の確保を行います。

２　指定緊急避難場所の整備

第２章第２節「被害の発生防止・拡大防止対策の推進」で定めたとおり、指定緊急避難場所の整備を行います。

３　指定避難所の整備

第３章第８節「避難及び指定避難所」で定めたとおり、指定避難所の整備を行います。

4　土砂災害防止施設

一般災害対策編第２章第３節「がけ崩れ・土石流・地すべり予防」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行います。

5　避難誘導及び救助活動のための拠点施設

第２章第２節「被害の発生防止・拡大防止対策の推進」で定めたとおり、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を行います。

6　通信施設の整備

第２章第４節「市の防災力の向上」で定めたとおり、通信施設の整備を行います。

7　施設・設備・備品の整備計画一覧

緊急に整備すべき施設	事業量及び期間
津波避難タワー	事業量： タワー４基（下田・八束)、期間：平成 23 年～26 年度
津波避難路・指定避難所	事業量： 120 路線・100 箇所（下田・八束・東山） 期間：平成 16 年～26 年度
耐震性貯水槽	事業量：８箇所（下田・東山・中村・具同） 期間：平成 24 年～32 年度
防災拠点基地（防災活動拠点施設・備蓄倉庫・道路・防災広場・ヘリコプター離発着場）	事業量： ２箇所（下田・八束)、期間：平成 25 年～29 年度
防災コミュニティセンター（指定避難所）	事業量：６箇所（下田・八束)、期間：平成 24 年～28 年度
防災活動拠点施設（救助・復旧活動施設）	事業量：５箇所（東山・中村・具同） 期間：平成 25 年～30 年度
防災備蓄倉庫	事業量：４箇所（東山・中村） 期間：平成 26 年～30 年度
自家発電施設	事業量：50 箇所（下田・八束・東山・中村・具同・東中筋・中筋・後川・蕨岡・富山・西土佐） 期間：平成 26 年～令和８年度
マンホールトイレ	事業量： 40 基（中村・東山・具同・下田・八束・東中筋・中筋・後川・蕨岡・富山・西土佐） 期間：平成 24 年～令和８年度
防災行政無線（同報系）	事業量： デジタル化：120 箇所（市内全域） 期間：平成 24～27 年度
避難所用給水設備（貯水機能付給水管）	事業量：９箇所（東中筋・中筋・後川・蕨岡・大川筋・富山・西土佐） 期間：令和４～８年度
指定緊急避難場所生活必需品整備	事業量： テント、懐中電灯、簡易トイレ、発電機、毛布等 期間：平成 26 年～28 年度
指定避難所生活必需品整備	事業量： エアテント、パーテーション、災害用トイレ、ヒーター等、期間：平成 25 年～28 年度
防災活動拠点資機材整備	事業量： スコップ、ツルハシ、リアカー、排水ポンプ、簡易ボート等、期間：平成 25 年～28 年度
災害対策用小型造水機	事業量： 応急給水器２基、期間：平成 24 年～26 年度
加圧応急給水システム	事業量： 応急給水器 32 基、期間：平成 26 年度

下水道施設調査・応急復旧用資機材	事業量： 調査・応急復旧資機材１式、簡易トイレ 2、500 個　等 期間：平成 26 年～27 年度
災害時情報収集・通信システム	事業量： システム開発・サーバ・タブレット１式 期間：平成 25 年度
八束地区防災拠点基地耐震性給水施設整備	事業量： 応急給水施設　1 式、期間：平成 26 年～27 年度

第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

１　津波からの防護

(1) 市又は堤防、水門等の管理者は、津波からの防護のための各種整備等を行います。

ア　堤防、水門等の点検方針・計画

イ　堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ　内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置

オ　津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

２　津波に関する情報の伝達等

(1)　津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第３章第３節「情報の収集・伝達計画」に示します。

(2)　情報伝達にあたって留意すべき事項は、次のとおりです。

ア　地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮します。

イ　地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとします。

ウ　船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。

エ　通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮します。

オ　必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行います。この際、伝達実施者の安全に配慮します。

３　避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として第３章第８節「避難計画」に示します。

４　避難対策等

(1)　地震発生時において津波による避難指示等の発令対象となる地域は、「高知県版第２弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測（平成 24 年 12 月 10 日)）」に基づき下表のとおりとします。

なお、市は、Ｌ２の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、今後定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとします。

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取組みます。

避難指示等の発令対象となる地域

津波による避難の対象となる地区（浸水想定区域）	
下田地区	井沢、竹島、鍋島、馬越、松ノ山、下田、串江、水戸、双海、平野
八束地区	坂本、山路、実崎、深木、間崎、津蔵渕、初崎、名鹿
中村地区	右山五月町、中村大橋通り７丁目、角崎

東山地区	佐岡、佐岡団地、古津賀、古津賀１丁目、古津賀２丁目、古津賀３丁目、古津賀４丁目、古津賀第１団地、古津賀第２団地、安並
後川地区	敷地
東中筋地区	森沢、間、楠島

(2) 次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図ります。
ア　地域の範囲
イ　想定される危険の範囲
ウ　避難場所（屋内、屋外の種別）
エ　避難場所に至る経路
オ　避難指示等の伝達方法
カ　指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
キ　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 指定避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し「避難所運営マニュアル」を策定し、あらかじめ準備する事項を定めます。

(4) 指定避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行います。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等の発令があったときは、あらかじめ定めた地区津波避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとります。

(6) 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意します。また、同時に避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保します。
ア　あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。
イ　津波の発生の恐れにより、市長より避難指示等の発令が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行います。
ウ　地震が発生した場合、市は指定避難所への避難者等に対し必要な救護を行います。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、以下に留意します。
ア　消防団、自主防災組織等との連携に努めます。
イ　避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保します。

(8) 指定避難所における救護上の留意事項。
ア　指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。
（ア）　指定避難所への収容
（イ）　飲料水、主要食料及び毛布の供給
（ウ）　その他必要な措置
イ　救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとります。
（ア）　流通備蓄の引き渡し等の要請
（イ）　県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
（ウ）　その他必要な措置

(9) 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

(10) 地域特性や津波到達時間、避難者の避難速度を十分に考慮し、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の発令基準、避難訓練の内容等を記載した「地区津波避難計画」を策定するものとします。

「地区津波避難計画」は、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮して策定します。

5　消防機関等の活動

(1)　消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

ア　津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ　津波からの避難誘導

ウ　地区津波避難計画作成等に対する支援

エ　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2)　(1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「四万十市消防団　震災対応マニュアル」に定めるところによるものとします。

6　上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1)　上下水道

住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置として耐震化を進めます。また、応急対策は、第３章第 25 節「ライフラインの応急対策」に示します。

(2)　電気

ア　津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有します。

イ　四国電力送配電株式会社高知支社中村営業所が行う措置は、別に定めます。

(3)　ガス

ア　高知県ＬＰガス協会が行う措置は、別に定めます。

(4)　通信

ア　電気通信事業者は、地震発生に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信を確保するため回線利用制限等必要な措置を講ずるとともに、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。

(5)　放送

放送事業者は、放送が居住者、観光客等への正確かつ迅速な情報伝達のために不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めます。

7　交通

(1)　道路

ア　県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知します。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保します。

(2)　海上

ア　高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲の恐れがある旨の周知を図ります。

(2)　鉄道

四国旅客鉄道(株)及び土佐くろしお鉄道(株)は、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間の有無を確認し、地震発生時に危険度が高い区間における運行の停止等の運行上の措置を実施します。

(3) 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅等のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めます。

８　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとします。

ア　各施設に共通する事項

（ア）　津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達します。

ａ　入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講じます。

ｂ　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討します。

（イ）　入場者等の避難のための措置

（ウ）　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）　出火防止措置

（オ）　水、食料等の備蓄

（カ）　消防用設備の点検、整備

（キ）　非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ　個別事項

（ア）　病院、診療所等にあっては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

（イ）　学校等にあっては、以下の措置

ａ　当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

ｂ　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば障害児）、これらの者に対する保護の措置

ウ　社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又は支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとします。

（ア）　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

（イ）　無線通信機等通信手段の確保

（ウ）　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　この推進計画に定める指定避難所が設置される学校等の管理者は(1)のア又は(2)のア掲げる措置を取るとともに、指定避難所又は医療教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

(3) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施します。

津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により

津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮します。

9　迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化~~等~~を含め、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等に努めます。

(2) 実動部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図ります。

第５節　　関係者との連携協力の確保に関する事項

１　資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア　地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）（付属資料）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成します。

イ　県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができます。

(2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア　防災関係機関は、地震が発生した場合において、四万十市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとします。

イ　防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定めます。

２　他機関に対する応援要請

(1)　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりです。

	応援協定名
1	高知県内市町村災害時相互応援協定
2	高知県内広域消防相互応援協定
3	四国西南サミット災害時相互応援協定
4	広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定（沖縄県名護市・大阪府枚方市・北海道別海町）

(2) 必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請します。

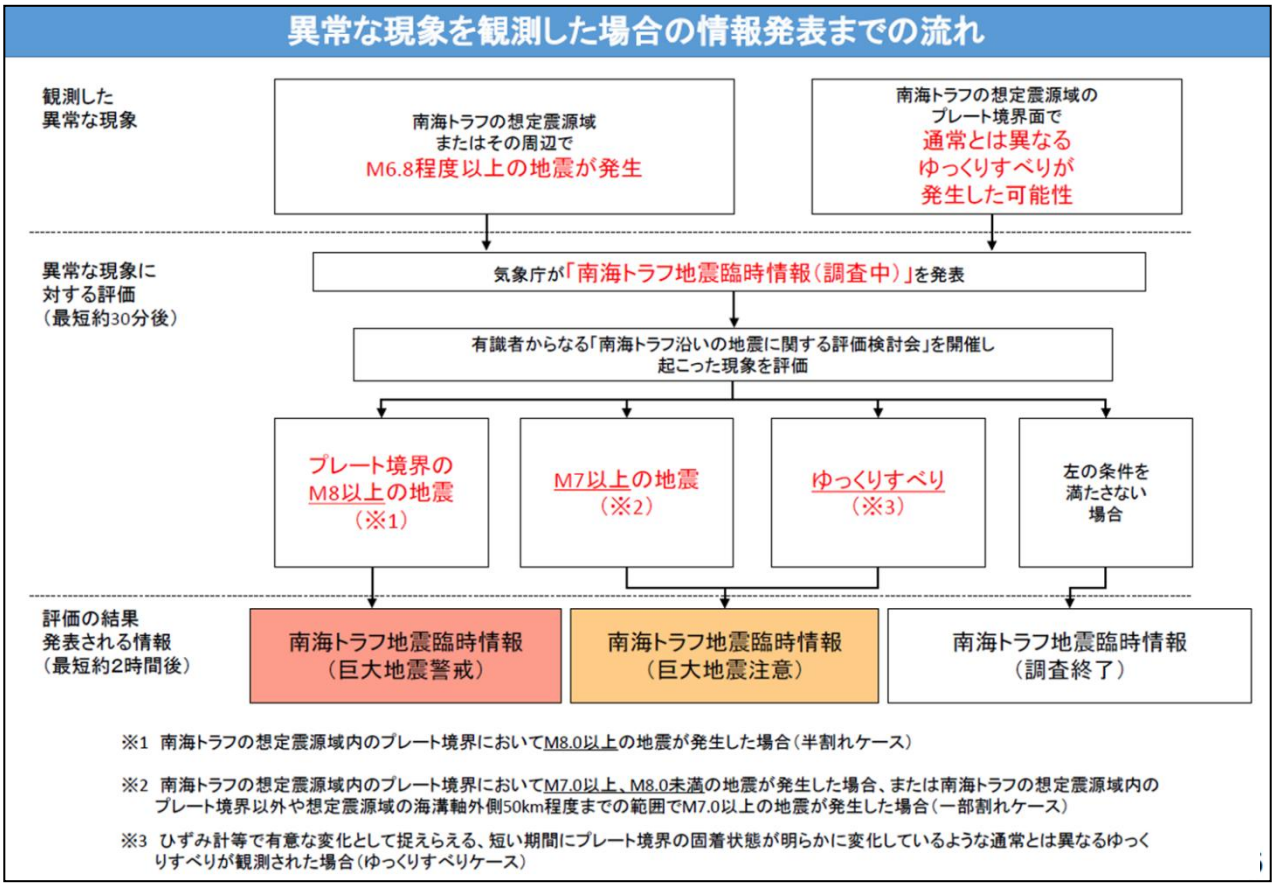
３　帰宅困難者への対応

帰宅困難者対策は、一般の避難者と同様の対応を行います。

第６節　時間差発生時における円滑な避難の確保等

１　南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」）とは

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を「南海トラフ沿いの地震に対する評価検討会」が開始した場合及びその調査結果を発表する場合に、気象庁から発表される情報



（南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン：内閣府）

２　事前対策

(1) 市民への周知

臨時情報を基に被害を軽減するため、市は、全ての市民に対して、臨時情報の制度周知を図ると共に、住宅の耐震化、家具等の固定、食料の備蓄など、日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施します。また、後発地震やそれに伴う津波に備えるため、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある市民や地域に対する避難情報の発令、自主避難の呼びかけの実施内容等について周知を図ります。

(2) 自助・共助による対策

市民は、臨時情報が発表された場合、速やかに必要な対応を行うことができるよう、平常時から避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・家電等の固定など、日頃からの地震への備えを実施します。

また、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）が発生した場合、居住地への津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者は、臨時情報

発表時の避難先として、耐震性等の地震発生時の安全性の確保された親類や知人宅等の確保に努めます。

3　臨時情報が発表された場合に実施する市の防災対応

臨時情報が発表された場合の市の防災対応については、以下の内容に加え、市の定めた「南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針」に基づいて行います。

(1) 配備体制

体制区分	配 備 基 準	配備体制等
警 戒 体 制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	臨時情報第１配備 風水害時の第１配備に学校教育課を追加
厳重警戒体制 （災害対策本部）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	臨時情報第２配備 風水害時の第２配備に準ずる

(2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の防災対応

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、市民等への周知、その他必要な措置を行うと共に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）(以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、速やかに必要な防災対応が行うことができるよう必要な措置を行います。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の防災対応

ア　災害対策本部の設置

配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置します。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意します。

イ　市民への周知

①関係機関と連携して、発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について正確かつ広範に周知されるよう努めます。

②防災行政無線、IP 告知端末、モバイルアプリケーション、ホームページ等のあらゆる手段を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において、正確かつ広範に周知を行いうるものとするよう留意します。

③市民に対しては冷静な対応を呼びかけると共に、具体的にとるべき行動をあわせて示すことに留意します。

④外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう留意します。

⑤状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じると共に、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

⑥地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応します。

ウ　情報収集

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。

エ　事前避難対策

（ア）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

a　住民事前避難対象地域への避難指示の発令等

市民の生命及び財産等の安全を最大限図るため、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、下記地区を住民

事前避難対象地域として指定し、当該地域の居住者等を対象に、市は、耐震性等の地震に対する安全性の確保された親類や知人宅等への避難を基本とした避難指示を１週間発令します。その後、後発地震が発生しないまま１週間が経過し、国から「最も警戒が必要な期間が終了したため、各機関の定めた２週間目の防災対応を実施する」旨の呼びかけがあった場合（以下、「後発地震が発生しないまま１週間が経過した場合」という。）は、当該避難指示を解除しますが、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から１週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過し、国から、「地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るべき」旨の呼びかけがあった場合（以下、「その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過した場合」という。）は、自主避難の呼びかけを終了します。

住民事前避難対象地域	下田地区（平野、双海、井沢団地を除く）、八束地区

b　住民事前避難対象地域以外の地域への自主避難の呼びかけ

住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを１週間行います。その後、後発地震が発生しないまま１週間が経過した場合、引き続き、当該地域の居住者等に対しては、自主的な避難をその時点から１週間呼びかけます。その後、後発地震が発生しないまま更に１週間が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

（イ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民事前避難対象地域の居住者等及び住民事前避難対象地域以外の地域の居住者の内、耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民に対して、耐震性等の地震に対する安全性等が確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の呼びかけを１週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）行います。その後、後発地震が発生しないまま１週間等が経過した場合、自主避難の呼びかけを終了します。

避難指示等発令対象者、期間等一覧

	巨大地震警戒		巨大地震注意	
避難指示発令、自主避難呼びかけ期間	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民	住民事前避難対象地域に居住の住民	耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者及びその他の事由により不安のある住民
～１週間	避難指示	自主避難	自主避難（※）	
～２週間	自主避難	自主避難		

※ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

オ　避難所の運営

第３章災害応急対策計画　第８節避難計画を参照

カ　学校等の防災対応

学校・保育所・幼稚園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施します。

4　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上実施する措置は、概ね次のとおりとします。

ア　各施設に共通する事項

（ア）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（イ）　入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）　出火防止措置

（オ）　水、食料等の備蓄

（カ）　消防用設備の点検、整備

（キ）　非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（ク）　各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

（ア）　病院、診療所等にあっては、患者等の保護の方法について、各施設の耐震性等を考慮した措置

（イ）　学校、保育所にあっては、以下の措置

ａ　児童生徒等に対する保護

ｂ　当該学校等が、本市の定める事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導豊方法、避難誘導実施責任者等の確認

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又は支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとします。

（ア）　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

（イ）　無線通信機等通信手段の確保

（ウ）　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　指定避難所又は医療救護所が設置される学校等の管理者は(1)のア及び(2)のアに掲げる措置を取るとともに、指定避難所又は医療教護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事の中断等の対応を検討

5　臨時情報が発表された場合に各機関のとるべき防災対応

(1) 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として実施します。

ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として実施します。

ア　正確な情報の収集及び伝達

イ　不法事案等の予防及び取締り

ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) ライフライン事業者

電気、ガス、上下水道、情報通信網等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨

大地震警戒）等が発表された場合においても、平常時と同様の供給体制を確保すると共に、後発の地震に備えて、必要な対策を講じるものとする。

(4) 道路関係機関

ア　警察

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者がとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものします。

イ　市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知に努めます。

(5) 港湾管理者

港湾管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の港湾及び在港船舶の安全性の確保に留意します。

(6) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとします。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供します。

第７節　　防災訓練に関する計画

１　市は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11 月５日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年１回以上実施するよう努めます。

２　自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めます。

３　県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行います。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
(3) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
(4) 災害の発生の状況、避難指示等の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

６　防災訓練の実施に当たっては、留意すべき事項は次のとおりとします。

(1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。
(3) 県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
(4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
(5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
(6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

１　市職員に対する教育

職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施します。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震及び津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　住民等に対する教育・広報

関係機関と協力して、学校や地域で住民等に対する教育を実施します。

学校での防災教育は発達段階に応じた学習プログラムとし、児童、生徒の学習から家庭、そして地域に広がる一体的な取り組みとして行います。

また、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施します。なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行います。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震及び津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
(5) 正確な情報の入手方法
(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
(7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
(9) 避難生活に関する知識
(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11)住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

３　教育・広報の実施に当たっては、留意すべき事項は次のとおりとします。

(1)　過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。

(2)　地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、ＰＴＡ、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

(3)　要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(4)　推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

(5)　教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

(6)　地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

(7)　現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

(8)　南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。